

衆議院 商工委員會議録 第四号

昭和六十二年五月十八日(月曜日) 午後一時開議

出席委員

- 委員長 佐藤 信二君
理事 白井日出男君 理事 奥田 幹生君
理事 加藤 卓二君 理事 田原 隆君
理事 与謝野 馨君 理事 城地 豊司君
理事 麻生 太郎君 理事 甘利 明君
理事 石渡 照久君 理事 小川 元君
理事 尾身 幸次君 理事 大坪健一郎君
理事 大西 正男君 理事 奥田 敬和君
理事 梶山 静六君 理事 粕谷 茂君
理事 玉生 孝久君 理事 中山 太郎君
理事 額賀福志郎君 理事 野中 英二君
理事 松本 十郎君 理事 宮下 創平君
理事 山崎 拓君 理事 緒方 克陽君
理事 奥野 一雄君 理事 上坂 昇君
理事 関山 信之君 理事 浜西 鉄雄君
理事 前島 秀行君 理事 森田 景一君
理事 森本 晃司君 理事 森田 義彦君
理事 大矢 卓史君 理事 米沢 隆君
理事 藤原ひろ子君 理事 矢島 恒夫君

出席國務大臣

- 通商産業大臣 田村 元君

出席政府委員

- 通商産業大臣官 柳橋 祐治君
通商産業大臣官 山本 幸助君
通商産業大臣官 房総務審議官 末木風太郎君
通商産業大臣官 房審議官 村岡 茂生君
通商産業省通商 政策局長 杉山 弘君
通商産業省産業 政策局長 杉山 弘君

委員外の出席者

- 国土庁長官官房 審議官 御巫 清泰君
国土庁長官官房 参事官 菅野 利徳君
国土庁土地局土 地政策課長 原 隆之君
国土庁土地局土 地利用調整課長 鈴木 克之君
運輸省航空局飛 行場部管理課長 鈴木 光男君
郵政省通信政策 局長 桑野扶美雄君
自治省財政局地 方債課長 遠藤 安彦君
自治省財政局調 整室長 二橋 正弘君
商工委員会調査 室長 倉田 雅広君

委員の異動

- 五月十八日
辞任 水田 稔君 補欠選任 前島 秀行君
辞任 長田 武士君 補欠選任 森田 景一君
辞任 米沢 隆君 補欠選任 大矢 卓史君
同日 辞任 前島 秀行君 補欠選任 水田 稔君

本日の會議に付した案件

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)

○佐藤委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○関山委員 通産大臣には、OECDからお帰りになりました。

二階堂総裁選立候補などという事態になっておりまして、大変お忙しい毎日なんだと思うのですが、ひとつこれは国家大事のときでもございまして、会期末、ぜひひとつ政務に御専念をいただきますように願っております。

OECDからお帰りになりました。初めの機会でもございまして、私も新聞などでも拝見をいたしておりますが、改めて国際経済のさまざまなきしみに対して、日本の内需拡大、財政を主導にした内需拡大への期待あるいは為替レートの安定の問題などについても一定の御議論があったようにございまして、ひとつこの時期に改めて率直な御感想などをお聞かせいただければと思いたす。

○田村國務大臣 大変国会が会期末で多事多難のときに留守にいたしておりました申しわけなく思

っておりますが、先般の会合は、一つはIEAの閣僚理事会であります。もう一つは今御指摘のOECDでございます。

OECDの會議は閣僚理事会でございますが、議論されました点はおおむね三点であります。一つはマクロ経済の問題、一つは貿易不均衡の問題、一つは農業問題でございます。特に、やはり貿易不均衡、農業問題というのが火花が散ったわけでありまして、農業問題にしましては私から申し上げることははばかりますが、いずれにいたしましても、G5、G7の合意、それから先般の四極貿易大臣会合の合意等々を踏まえた議論でありまして、マクロ的に申せば為替レートの調整だけではもう間に合わない、要するに政策協調というものが一番基本になる。そこで、特にアメリカと日本とドイツの役割、つまりアメリカは財政赤字の削減、日本とドイツは内需の拡大、これが特掲されました。

そして、とりわけ日本に対しては、例の五兆円という内需拡大策でございますが、大変な期待も寄せられておりますが、同時に、非常に疑念も抱かれておりました。でございますから、中身の濃い立派なものをつくらねばならないということは申すまでもありません。

ドイツは、今日までジャパン・バッシングの陰に隠れてうまくやっておたわけですが、今度は全く、これも土俵へ引きずり上げられて、随分議論の対象にされたということでございます。

それから、市場開放につきまして、制度的に日本は閉鎖的だというふうな偏見がありましたから、私から、制度的には何ら遜色はない、むしろある意味においては欧米よりまさっております、アクションプログラムの進展状況あるいは石油関税率は二・一％で世界一安い等々、るる説明をいたしました。

そして共同コミュニケは結局最終的にほとんど大筋の修正なくこれが決められました。先ほど、冒頭申し上げましたように、日米独の三方国、これを三大国という呼び方をしておりますが、この経済三大国の責務が非常に重くなったということをしみじみと痛感して帰ってきた次第でございます。

○関山委員 この間、日米の貿易不均衡というところはどうしても焦点が絞られがちで推移をいたしておるわけでありませうけれども、そういう意味では、主張すべきを主張し、みずからやるべきことをやるといふその問題も、お話しのように、まさに先進資本主義国全体の調和の中で決まりをつけられていかなければならない話でありましようし、また、広くは全世界的な、全国的な規模でも対応がなされていかなければならない問題だろうと思っておりますが、それにしても、今お話の中にございましたけれども、いわゆる日本の内需拡大に対する疑念がまだに残っているということでございます。

今回の半導体摩擦の問題をめぐっても、大臣が、昨年以来日本の内需拡大策が、やるべきことがちつとやられていないといったようなことを閣議の席でも御議論なすつたというような新聞記事も拝見をいたしておるわけでございますが、やはりやるべきことをやるといふ物も言うということでは、なればならないわけでありましようし、その点で、今緊急経済対策、二十二日か二十六日かというような段階にやってくるわけでございますけれども、依然としてこの五兆円の内需拡大策の中身、とりわけ減税の扱いなどに不確かな部分がございます。なかなか今きつとしたお答えはしにくい時点なのかもしませんが、大臣としてのこの間のこの問題の扱いについての御理解なり、これから最終局面を迎えてのお立場なり御方針なりをこの際承つておきたいと思っております。

○田村国務大臣 決定の直前でございますから、今私から主観的なお答えをすることはばからなければなりません、いずれにいたしましても、

日本語で平素我々が使います真水、向こうの言葉でリアルマネーと言つておるようですが、この真水をいかに薄めないようにするかということが必要だと思つておる。欧米諸国、つまり世界じゅうの国々の受けとめ方は、今度の総合経済対策の中身は中央政府による追加的支出ということをおつておられますから、別に日本は外国のために内需拡大策をやるわけではないにしても、しよせんは中小企業対策でも何でも、基本的には内需の拡大策だと思つておる。ですから、それはそれとして、やはり日本が諸外国から疑念を持たれておることは事実でございますから、信頼を回復する必要がある。もう日本語的な言い方は通用しない、言いわけは通用しない、政策の小出しはもう通用しないということですが、よく言いますが、料理をするにしても、後塩は効かないという言葉がございます。最初の塩は効くけれども後塩は効かないという。それと同じであります、思い切つた大胆率直な政策の展開こそ今一番必要なことであらう、このように思つておる。

○関山委員 大臣御自身のお立場は私も承知をしておりますので結構なんです、お話ございましたように、金額の問題というよりも、昨年あたり三兆円と言つておつて、あけてみれば実際は四、五千億の国費しか持ち出していないといったような、そういうこそくなやり方がいつまでも国際的に通用するわけではありませぬし、もちろんお話のように、国内的に言つてもこれだけの経済環境でありますから、事の重大さというものは国内的にも大変な意味を持つわけでありまして、この辺はひとつ念を入れて最終段階に臨んでいただきたいと思つておる、重ねてどうでしょうか。

○田村国務大臣 私は今度の内需拡大策については異常なまでに思い詰めております。それがいろいろの発言になつて皆さんのお目を汚しておるわけでございますけれども、今までの私がとつてまいりました内需拡大策に対する考え方や行動は間違つておつたとは思つておりません。これからのいよいよ国際信義のためにも、また国内の特に苦

勞してあります中小企業者のためにも、国民のためにも頑張るつもりでございます。

○関山委員 それでは法案の方の質問に移らしていただきますが、きょうまさかこの法律の質問をするからということでは出されたわけじゃないのかどうかかわりませんが、きょうの日本経済新聞では「民活、笛吹けど踊らず」ということで、この民活法の記事が載つておるわけでございます。今回は六つの対象施設に二つの施設をつけ加えるというだけでありますから、そのところだけを言えれば、どれほどの議論もないのかもしれないけれども、私も百四国会における法制定の際の御議論を改めて拝見をいたしまして、やはりこの民活法というのは一体何をねらつて、どのような手法で、どのような効果を期待してこの制度は動いていくんだらうかなということをお改め感ずるのですけれども、前回の法案制定の際の御議論にも、この制度が適用されるプロジェクトというのは一体どのくらいのものがあるのかという御議論もございました、これについては四十とか五十とかあるいは熱度の高いものは二十八とかといったようないろいろの御答弁があつて、今回の法改正の資料などでは、既に構想としては百ぐらゐるものが出てきておるがというような数字があるのだけれども、準備の段階で事務局の皆さん方にいろいろお尋ねをしてもなかなかはっきりしない。はっきりしないというのは、計画そのものが熱度が未成熟のものがあるからということなんでしょう、今申し上げたような数字をひとつ下敷きにしながら、この時期における計画中のプロジェクトの状況について、どういう分け方をしたらいいんでしょうか。少なくとも未成熟なものほどくらくら、成熟しているものほどくらくら、あるいは成熟しているものの中であらう、この事業を進めていく上での一つのポイントにもなるのですけれども、民間事業者という主体の中に第三セクターと純民間というようなことの割り振りは一体どうなつておるのか。一年間経過をした今、当初予定を

されました事業規模というものについての見直しに変化があるのかないのか、この辺のことについてお尋ねをしておきたいと思つておる。

○末木政府委員 昨年の五月のこの民活法の公布、施行の後、六月、七月と二回に分けて基本指針を定めまして公表いたしました。以後税制、財投等各般の支援措置を背景に、全国各地の民活のプロジェクトの構想を持つておるところに呼びかけて事業の促進を後援してまいりました。さらに昨年の秋の補正予算におきまして事業費の五割の補助をする新しい補助金制度を創設していただきまして、民活プロジェクトの前倒しに努めてきておるわけでございます。

しかし、結果といたしましては、御指摘のように必ずしも非常にたくさん今できてきておるわけではございません。今日までのところ事業の認定申請がございましたのは、昨年の十二月に、いわゆる一号施設でございますリサーチコアでございますが、かながわサイエンスパークの認定を行いました。それからことしに入りまして二月に、三号施設、情報化基盤施設ですが、新潟県の柏崎フタバパークの認定をいたしました。それから五月の七日に、五号施設、国際見本市施設でございますが、幕張メッセの認定をいたしました。このような状況でございます、その後、後続案件につきましては、なほ幾つかのものが速からず認定申請が出てくるのではないかと見通しております。

先生おっしゃいますように、全体といたしまして、きょうの日報新聞をそのまま肯定するということではございませんけれども、これは基本的な原因といたしましては、何といたしまして経済全体の状況が一年前と大きく変わったということがやはり大きいのではないかとと思つておる。すなわち、六十年度の経済成長率は四・二％ございましたが、六十一年度には当初見通し四・〇に對しまして実績見込み三・〇ということになっております。その間、円のレートも、昨年法律ができたころは百七十円台だったと思つておる、現在百三十円台になつてい

る。こういうことで全体的に各地域の経済力が弱まっているということ、それから経済の先行きに対する見通しの難しき等から足踏みしているものがございませぬ。

個々のプロジェクトにつきましては、それぞれ主要なものにつきましては、どんな事情でおこなわれているのかというようなこともある程度の調査はしておりますが、全体に共通な基本的な問題は、そういうところにあるかと思ひます。

○関山委員 今お話の中に、この一年間の経済事情の変化がおくれているというお話がございましたが、確かにそういう側面も否定はできないでしょうが、いずれにいたしましても二十八という数字、熱度の高いプロジェクトは二十八、昨年の四月十五日の委員会の我が党の水田委員の質問に対するお答えでは二十八という数字があるんですね。これは通産省所管だけでなく全体の数字を言っているんだらうと思うのですが、この数字をひとつ横に置きながら、秋の総合経済対策で補助金の制度が持ち込まれる。当初から税制の問題があるわけですが、その予算措置、支援措置の予算措置をしていらつしやる、その背景にある予定された事業というのはどのくらいだったのか。これが明らかになりませんと、この一年間を踏まえてまたこの年度中といひませうか、一応この支援措置の期限が六十三年の三月三十一日というのがございませうから、ここに向けてどの程度の事業が進むのかという全体の計画との見合いがつかぬないのですけれども、そのころはどうかということになるのでしょうか。

○末木政府委員 確かに昨年そういう答弁をしております。二十八のうちの一つ一つ、それがどういうことを申し上げる時間もございませぬけれども、ちょっと先ほどの答弁を補足させていただきます。どういふ事情かということを一、二例を申し上げますと、これからの数字がどんなになるのかということの判断の材料になると思うのですが、例えば、これは名前を出して差し支えないと思ひます。といいますのは、比較的近い将来これ

は認定申請が出るのではないかと思われる熱度の高いものの一つの例でございませぬが、一号施設として現在検討してあります北海道恵庭ハイコンプレックスシティでございませぬが、これが当初よりおこなわれている理由を聞いてみましたところが、これはエレクトロニクスをねらったプランでございませぬけれども、円高によつて輸出の採算が悪化して、当初考えていたよりも関係業界が低迷している。したがって、施設の運営の収益見通しをもう一遍見直さざるを得なくなつていた、そういうことでマスタープランづくりの時間がかかっている。これなどは典型的に円高の影響かと思ひます。

それからもう一つ、別の県の産業情報センター、これは三号施設のケースでございませぬが、これの場合には、円高もありませぬ、全般的な不況もございませぬけれども、地元の繊維産業に対する情報提供を主として考えていたわけがございませぬが、これも同じように繊維の生産が不振であるために、似たような事情から少し後ろにずれてきているというふうなことでございませぬ。

そのほか、こういったマクロに関係のないものもございませぬけれども、大方のものが大体こういった事情でおこなわれておりまして、その結果昨年考えました数字よりは、例えば今先生二十八とおっしゃいましたが、この時点で熱度の高いものを数えてみると、既に三つ出ておりますから、それを除きまして十数案件ということで、既に認定いたしました三つを加えまして二十八よりは数割減つていくという状況でございませぬ。

○関山委員 端的に今十数案件とおっしゃっている、このものは年度中までに滑り込むということになるのですか。年度中というのは六十二年年度中という意味です。

○末木政府委員 まず、今申し上げたような状況でございませぬから、またこれは民間がやることでございませぬから、一つ一つについて確としたことを約束するという性質のものではない、それはお許しいただきますが、私どもはおおむね年度中に

出てくるのではないかと見ているものでございませぬ。

○関山委員 わかりました。そうしますと、百ぐらいの構想があつて、五十ぐらいのプロジェクトがそれなりに検討中であつて、今実際にこの制度を利用してという段階に來ているのが十数プロジェクト、これでいいですね。

それから、もう一つこの際お伺ひしておきたいのですが、きょう港灣局長おいでいただいておりますので、実は港灣の方の地区指定というものの考え方というのでしょうか、これはそもそも、建設省の方のことについても言えるのですが、ここは港灣で特に伺いたいわけですが、施設計画先行なんですか、それとも地区指定先行なんですか。この地区指定ということの意味がもう一つイメージとしてよくわからないのですから、この機会に、この一年間にどの程度の地区指定があつたのか、今後の地区指定をしていく場合、民間のそういうさまざまな事業を誘導するためには地区指定が先行するということになるのか、それとも構想がそれぞれ出てくる段階で追つかけていくのか、ここらあたりのかわりをお聞かせをいただきたいと思います。

○藤野政府委員 きょうまでの段階に、この法律に基づきますところのいわゆる特定港灣開発地区の指定ないしは特定施設の整備計画の認定というふうな法律に基づきます事務処理は、運輸省の關係ではないということとをまず御報告申し上げなければならぬわけですが、それは先ほども通産省の方からも御説明がありましたような諸般の昨今の情勢、そしてまた特定のプロジェクトについてはいわゆる用地の買取といひませぬか、地権者との調整問題といったふうなことに手間取つていくというふうな事情を内包しているものもございませぬ。

さて、今特定港灣開発地区の意味なり考え方なりについてのお尋ねであつたかと思ひますが、もともと法律は、特定施設とそれからその周辺で展

開される臨港道路とか港灣の緑地とかといひましたいわゆる公共事業によりませぬところの施設整備とが一体的に行われることによつて、地域全体として整備が進み、そしてそのことが港灣の開発整備の中において重点的な役割を果たすということとをねらつていられるものでございませぬ。具体的には、例えば当該港灣の港灣計画ないしはその周辺の地域の振興計画とマッチさせた、そういう視点から物事を眺めるとか、あるいはまた当該地区が港灣の開発整備の拠点となるような観点からとか、そしてひいては港灣全体の開発整備が進む、利用の増進に資するといったふうな観点からこの地区指定をするものでございませぬ。

さて、計画の段階におきましては、施設計画と申しますか、まずは港灣計画がございませぬし、それからまた公共事業によりませぬところの五カ年計画の遂行ということがございませぬし、そしてまた民間事業主体ないしは第三セクターがこの地区内、その地区の周辺においていろいろなプロジェクトを推進するといふふうなことが現実にはある。そういった三つ、四つの要素というものが常に相互関連性を持ちながら計画として固まり、かつそれが実行に移されていくというのが現実の姿であるといふふうに思つておりまして、平生から私たちも、そしてまた地方の港灣管理者、そしてまた地方の港灣管理者の周辺にいろいろとおられます多くの民間の方、そしてそれらが一体となつてで上がる第三セクター、それぞれ相互の情報交換に常日ごろから努めるといふことといたしておるものでございませぬ。

そういう意味から、計画の精粗といひませぬか、具体性といふことにつきましては、いろいろ程度の差はございませぬけれども、数十といったプロジェクトが全国的にいろいろ議論、検討がされておるといふのが私たちの周辺の事情でございませぬ。

○関山委員 重ねてお聞かせをいたしたいのですけれども、つまり、今局長の御答弁の中にもございませぬが、私も新潟港という港を持つてい

のですから、そこで既に新しい港灣計画が決まっておりますし、第七次の五カ年もスタートをしております。この港灣計画の中では、例えば港灣の管理中枢機能というようなものの張りつけも位置的には決まっておりますことなわけですね。そうすると、例えば新潟港のそういう状態について言えば、どうなんですか、これは十五年もかかる大変大きな計画ですから、そういう順序でどういう整備を進めていくか、こういう問題を立てざるを得ない。

その場合に、例えば運輸省の港灣局としては、いわば全体の事業の進捗、あいの中で、今港灣の、六号施設になるのでしょうか、そういうものがやはり先行的に投資をされるべきだということに考えたときに、そこで特定港灣区域の設定をする、それが一つ呼び水になってそこへ民間発も呼び寄せていく、こういう関係になるのでしょうか。鐘が鳴るのか撞木が鳴るのかというのは、この法律絶えずつきまとう話なんですけれども、そして、まあその間のことをめぐっていろいろ御議論があるのですが、その辺について少しお聞かせをいただいております。

○藤野政府委員 新潟の実情については先生も詳しくうごまきませんが、私各論を申し上げるつもりはございませんが、さきに港灣の整備計画は約十五年間くらい先を見込んでおったかと思いますが、そのような計画を立てて、その実行に移っております。

さてその中で、今先生お話しのとちらが鳴るかというところは、それはやはり両方相マツチした格好で音を出すというのがこれまた実情であると思っております。ただ、これは新潟港の事例に限らず、全国的にやはりその地域地域の事情によりまして、公共が若干先導的に動いていく場合もあれば、あるいはまた民間の側が若干先導的に動いていく場合もあれば、それぞれプロジェクトの内容容なり地域の経済情勢、地域の事情なりによつて若干の相違はあるというふうには思っております。ただ、昨今伺いますと、新潟におきまして、や

はり第三セクターなどをつくつて新しい地区の開発を進めようという勉強が、先生も御存じのあの万代地区で進んでおられるという情報には接してございまして、私たちもそれらがうまく推進されていくようお手伝いいたしますか、情報の提供なりを初めとするいろいろな努力、協力をして進めていきたい、かように考えております。

○関山委員 ありがとうございます。鐘が鳴ると撞木が鳴ると、どっちが鳴つてもいいのですけれども、いずれにいたしまして地方の場合は、これも今まで御議論がございまして、民活といつても民間の活力はなかなか引き出しにくい。とりわけさつきもお話のありましたような経済情勢になればなおさらのことでございますから、そういう側面からいえば、撞木の方を少し大きく振つてほしいというのが恐らく全国の地方の立場だろうと思つております。

そこで、実は今回法改正によつて二つの施設が追加された背景と理由は何か、こう聞けば、この種の参考書に書いてある建前をお答えとして返つてくるのでしようが、その建前を聞きたいのじやないのですけれども、一体一年もたつて事業もろくすつ進まないのに、何でこの時期この二つの事業の追加が出てきたのか、本音は何なのかというところが一つと、それにしてもこの民活の問題というのは、今の鐘と撞木じゃありませんけれども、未成熟なテーマが多過ぎるのじやないでしょうか。これは一々議論をしては、これこそまた何時間もおかる話なんですよけれども、例えば、これは後で伺おうと思つておられるのですが、民間活力、物と人、物と資金、資金といえれば一体どういう資金をまたどう生かしていくのかということも余りはずきりしてないし、官民の役割分担も、結局のところは鐘が鳴るか撞木が鳴るのかというふうなところでやはりわけがわからないということがありますし、それからこの民活では中央と地方の関係についても手法や手だてがそれぞればらばらだったりする。

特に最大の問題は、目的が余りにも多様過ぎる

というのでしようかね。最初はそもそも臨調路線で国の銭がないから、ちよつとは民間から銭を出させてやろうやというところから出発しているのだけれど、そのうち経済の情勢が厳しくなつて内需喚起にウエートが移る。あるいは地域経済の活性化というような課題もある。土地の利用の問題もある。あるいは大きく言えば産業構造の転換を踏まえて、こうなるわけで、基本的にはそこそこ落ちて落ちていくのでしようけれども、余りにも雑多な要素が盛り込まれていて、しかもい

わば計画の策定のスパンだつて、短期のものも中期のものも長期のものもみんな何か一切合財こへおじやのようにたたき込まれているという感じがいたしました。そんなことを一方で考えながら、感じながら、一体この二事業の追加の背景と理由は何なのかということ、この事業の問題については、今後この種のもののがその都度ふえてくるような関係に立つのか立たぬのか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思つております。

○杉山政府委員 今回の二施設を追加するに至りました背景については、あるいはもう既に御案内かと存じますが、法制定以後一年という短い期間の中でございませうけれども、この間におきます国際化、情報化の流れというのが相当急速に進展をいたしております。特に国際化、情報化機能というものは東京、大阪等の大都市を中心にして集中せざるを得ないという背景もあつて、また、これが大都市におきます地価高騰の促進問題となつてあらわれ、そういう観点から、これらの地区におきましては、臨海部を中心として再開発をしようじやないかという動きが急速になつてきております。こういった中で、マルチメディアセンタ

ーでございませうかインテリジェントビルの整備というものが言われております。また一方では、大外不均衡の解消の見地からのバランスのとれた投資交流を促進するという政策目的にも沿います。具体的には、先ほど来お話のありました幕張のプロジェクトでございませうか横浜のプロジェクト、こういったプロジェクトを構想していく中

におきまして、外国企業のために便宜を提供するような施設も整備したらどうかというような構想が急速に浮上りたしてきております。

おつしやいますように、すべての計画がまだ必ずしも十分詰まらないうちではないか、そういう段階でこの法律の対象にしていいのか。先ほどの御質問も、昨年法律制定した段階からなかなか進んでいないじやないか、こういうような御質問かと思つております。この辺も実は計画が固まりました段階で、私もこの法律の対象にして助成をしていくというよりは、もう少し計画が未成熟の段階でもやはり政府としてこれを支援をしていくという姿勢を示すことによりまして、一層その計画の成熟度を高めるための要因としたい、そういう気持ちでございませう。むしろアイデア、構想の段階でございませうが、かなり具体化しそうなプロジェクトが出てきた段階で、これを対象に追加をさせていただくということでございます。

こういったことにつきまして資金的な面、官民の役割分担、中央と地方との関係等々いろいろ御質問がございましたが、ごく一般的に申し上げますと、そういう点について必ずしもかつちりしたものが固まる前に政府としても支援をするという態度をはつきりさせて、むしろ計画をより一層促進をしていきたい、こういう観点からお願いをしているわけでございます。

さらに重ねての御質問は、今回二施設を追加するけれども、さらにまた同じような構想が出てくるたびに追加をするのか。これは、対象施設については法律で特定をする、こういうことになつておりますので、またその都度法律改正をお願いするということも恐縮に存じますので、私ども、今回の改正の際にはその点につきましても十分配慮をしたつもりでございまして、現時点におきましては、特に対象施設で近い将来追加をお願いしなればいかぬというものはほかに見当たらないのかと思つております。

一方では、民活問題ということでレジャー施設の整備等も言われておりますが、これについては

別に法律を今回政府としては御提案を申し上げ、御検討いただいているところでございますので、そういう状況を考えますと、当面追加をお願いするようなものはないものと私も考えておりますが、あるいはまた将来にわたりましてこういった点について民間での事業構想が出てまいることになりまして、その段階でお願いをするということになるのかと存じます。

○関山委員　そこで、ちよつとこれは担当が総務庁ということになるのでしょうかけれども、例の民生活、民生活推進懇談会、これは関係省庁の方も参加をされておられるようですが、昨年の秋口から報告書みたいなものが出ていますが、それはかなりいろいろなことを言っているわけですね。これはどうなんですか。皆さんの方ではどういふものとして受けとめていらっしゃるのか。民生活推進方針、こう言っているわけですが、いづれはこれは何かオソライズされるものか。それうふうにお受けとめられているのですか。それとも、どうもそういうものでもない、私的諮問機関ですからね。そうすると、ここで指摘をされている事は、私も拝見をしております。かなり重要な問題が含まれておるものから、この種の問題はこういう形で取り入れられていくのか、ちよつとお聞かせをいただけませんか。

○末木政府委員　御指摘の民間活力活用推進懇談会、私も参加させていただいております。先生方のお話を承っておりますが、この懇談会の資料の取りまとめが時々数回行われておりますが、この資料にも冒頭に断つてございまして、「本資料は、民間活力活用推進懇談会の出席者の意見を整理してとりまとめられたものである。」となつておりまして、中身も、全体としてこういう議論であつたというものもありませんし、あるいは違つた議論もあつたというものもありませんし、したがって、これは会の性格がおつしやるように私的な懇談会でございますし、会議の進行そのものも、必ずしも一つの議論を決めてそれで答申をするとか意見具申をするという形をとつてはございませぬ。

いものと理解しております。

ただ、お話に出ます中身につきましては、私も仕事をしつていく上に参考になるような示唆に富んだ御指摘がいろいろございまして、それはある御意見は右の方を向いた御意見で、なるほどと思うものもございまして、全く逆の方向を向いて、そういう考え方もあるというものもございまして、今の段階としましては、そういうそれぞれの御意見を通産省は通産省なりに参考させていただきまして、勉強の、政策立案の、あるいは遂行の参考にさせていただいていこうというのが今の段階でございます。

○関山委員　時間がないのですから、いづれまた別の機会に議論させていただきます。

もう一つ、今いろいろお話がありました。確かに、さまざまな構想が未成熟な場合でもこれはひとつインセンティブを与えて、こういう御発想はわかるのですが、これは一年間やってみて、そのインセンティブが本当にインセンティブとして機能していかないというのがきょうあたりの新聞の指摘でもあるのですけれども、それからあらぬか、先ごろ、昨年の総合経済対策で施設に対する補助が予算追加されたわけですが、これは五％を二五％に引き上げようという新聞記事が流れておりました。これについては一体どういふことになるのか。総合経済対策の中では、この辺の補助率の引き上げあるいは期限の問題、それからもう時間がないのでまとめて聞きますけれども、今税制は第三セクターでなければだめだ、こうなつていくわけですが、補助は第三セクターでなくとも受けられるのかどうか。それからこの補助の問題、税制の問題を含めて六十二年度末という期限の問題はどうするのか。これは自治省からもおいていただいておりますので、あわせお聞かせをいただきたい。

それから、これは今までの議論にはないので、だけれども、地方団体の負担に対する財源措置、これは今申し上げました民生活なども触れられておるので、地方税の方は減免措置はま

あいいでしょう、交付税の算定から減るわけですからその分だけふえるという理屈もある。その是非は別として、そういう理屈もありましょう。ただ出資と補助、これについては仮に二五％なんということになりまして、今東京中心だからこれはちよつと事情は違ふだけけれども、一般的なことを言えば、こういうものの地方財政上の負担の裏づけはどうか、一般財源でやれというのか、どうなのか、自治省の方としてはどういふふうにお受けとめてこの話をまとめていらっしゃるのか、あわせお聞かせをいただきたいと思つてお尋ねがございました。

○杉山政府委員　新聞に報道されました民生活事業に対する補助率の引き上げ等についてお尋ねがございました。

現在の経済状況から特に地方経済が相当打撃を受けている、この地方経済の活性化を図る必要があるのではないか、そういう観点から、実は私も通産省内におきましては、今回の総合経済対策の中におきまして、地方経済活性化のためのプロジェクトについて政府として何らかの助成策を考へるべきではないか、こういう問題意識を持ちまして検討をいたしておるの事実でございます。ただ、これはいわゆる民生活事業だけではございませぬので、そういう地方経済活性化のための地域開発プロジェクトの中には、結果的には民生活プロジェクトも入つてまいります。そういう段階で現在の民生活補助金等を含めてどうしていくかというところについて今検討中でございます。二五％の補助率引き上げ云々というのは、必ずしも正確な情報を伝えておるとは申せないと申します。通産省として成果ができました段階では、今後政府部内で検討をいたします総合経済対策の一環として自治省とも御相談を、財政当局とも御相談をしていかねばならないと考えておる次第でございます。

別途、現在の民生活補助金について、例えば第三セクターでなければ交付できないのかというお話もございましたが、これは、現在の民生活補助金については、対象施設が法定された施設であるとい

うことであれば、その事業主体がどうであるかというところは問わないと考えております。ただ、これは財政当局との間では六十一年度及び六十二年間に着工されたものに限り、むしろ前倒しを促進するという観点から決めたものでございまして、現在のところ私もはこの種の補助金については二年度間で終了したいというふうにお尋ねがございました。

○二橋説明員　地方団体が民生活事業に補助あるいは出資をいたしました場合の地方負担についての財政措置をどうするのかというお話でございます。

地方団体が民生活事業にどのような助成措置を行うか、あるいは行うとしてもどの程度行うかというところにつきましては、それぞれの事業ごとに事業の性格とか採算の見通しあるいはそれぞれの地方団体の財政状況とかをいろいろ総合的に検討した上で、地方団体がそれぞれの御判断によつて対応していただくべきものというふうにお尋ねがございました。昨年末にできました五％の民生活事業の補助につきましては、それに伴つて地方がまたあわせて助成措置をするということにいたしておりますが、これについては、補助が期間が限られたものであるということもございまして、いわゆる留保財源、一般財源で対応していただくものと考えております。

○関山委員　出資はどうですか。

○二橋説明員　出資につきましては、これもケース・バイ・ケースでございますが、地方団体の方から相談がございまして私もいろいろお聞きいたしました結果、物によつては地方債措置をとるといふことはあり得ると思つております。

○関山委員　物によつてはとどういふことになつていふのか。起債措置をとるといふふうには言ひ切れないのですか、物によつてはとどういふことですか。

○二橋説明員　先ほど申しましたように、民生活事業にどのような出資等の助成をとるかということ、それぞれ事業ごとに金額あるいは地方団体

そのプロジェクトについての判断によりまして
ましまちでございまして、わざわざ借金という
形をとる必要がある場合もございましてしよ
うし、一般財源で対応可能なものもございませ
うで、それぞれの個別事業ごとにお聞かせいた
だいて私どもとしては判断をしていきたいとい
う趣旨でございまして。

○岡山委員 起債を求めればそれは認める、こ
ういうことですね。そういうふうな理解してお
いていいわけですね。

○二橋説明員 お話ございました場合に、個別に
事情をお聞きして判断していきたいと思つてお
ります。

○岡山委員 よくわからぬけれども、持ち時間が
終わってしまったのですが、いずれにいたしま
しても第三セクターにならざるを得ないケースが
多いのだらうと思つて、そうならば出資の問題
についての財源の手当でも、それは金持ちの地方
公共団体は別にそんなことは問題にしていない
わけでありまして、財政力の弱いところの事を問
題にしておるのでありますので、そんなことは申
し上げるまでもないわけですが、ひとつきちつと
した御方針をお持ちいただきたいと思つて。

いろいろお聞きしたいと思つて各省お呼びして
おいて申しわけないのですが、最後に、本法と他
の地域開発の計画あるいは事業との関連及び整合
性について、これも法制定の段階でも御議論があ
りましたけれども、なお重ねてお聞きしておき
たいと思つて。

一つは四全総ですが、ここではどう位置づけら
れようと、今は香としておとしか言えないので
しょうけれども、どう位置づけられようとしてお
るのか。特にこれは法律の第三条第四項で、基本
指針の策定に当たっては国土庁と協議をするとい
うことになっておるのですが、この段階でいえば
四全総が決まると再協議ということになるのか
らぬのか、このところをお聞かせいただきたい
と思つて。

それから一番目は新産・工特との絡みなのです

けれども、この種の新しい産業構造の転換とい
うものを一つ置きながら、また新しい制度の展開が
始まりつつあるわけですが、この新産・工特とい
うのは、私が二年ほど前にお尋ねをして、全国で
もまだ二万ヘクタールを超える未売却用地がある
というふうな数字の提示がございまして、この辺
の始末を一体どうつけるのだという議論をいたし
たわけでありまして、その辺の現況をお聞
かせいただきなう、見直しがあるのかないのか
ということも含めて、どういう展開になっていく
のか。

最後に、これは通産省の方ですが、工業再配置
計画は、これも四全総のおくれに伴つて、見直し
をするというふうな話があるまますとペンデ
ィングになっておるようにも伺つておるのですけ
れども、今回の四全総の確定を待ちながら、この民
活法との絡みもとらえながら、工業再配置法の見
直しは行われるのか行われぬのか、このあたり
をお聞かせいただきて、私の質問は終わります。

○末木政府委員 初めに四全総との関係を私から
お答えさせていただきます。その残りの部分に
つきましては立地公害局長の方からお答えさせて
いただきます。

地域計画あるいは地域の振興または整備に関す
る計画との調和が必要だということにつきまして
は、現在定められております基本指針においても
明確にうたわれておるところでございまして、こ
の方針は今後も堅持してまいります。ただ、具
体的に突き合わせてという性質のものではないと
思つて。したがって、四全総が決まつたとい
うことだけでも、既に協議が終わつておる
ものを再協議をするという仕組みにはなつていな
いことを御了承いただきたいと思つて。

四全総の関係については以上であります。

○御巫説明員 四全総につきましては、ただいま
鋭意策定作業中でございます。

その中で、国土の均衡ある発展ということ、
多極分散型の国土を目指そうということから地域

づくりを非常に重視をいたしましておりますけ
れども、民間活力を大いに活用したい、こうい
う位置づけを四全総の中でいたそう、こういう
うに考えているところであります。

○斎野説明員 先ほど地域開発の事例といたしま
して新産・工特制度を御言及いたしてございま
すけれども、新産・工特制度は、先生御承知のよ
うに、三十年代の後半以来、大都市の人口の集中
と産業の過度の集中の防止ということを図るた
め、地域格差の是正及び地方における雇用機会
の拡大というふうなことを図つていくための制度
としてつくられたものでございまして。

それで、法制定以後今まで一期から三期にわた
りまして計画がつけられてきて、いろいろな基盤
整備事業が展開されてきておるわけでございます
けれども、先生御指摘のように、その中で工場用
地の確保ということがつきまして各地域ごとに
所要の施策展開が図られてまいりまして、先ほど
先生二万ヘクタールほどの用地が余つておるとい
うお話がございましたけれども、一昨年度末、六
十年年度末までの一次・三次計画の中で売却可能
用地として整備された土地が約二万一千ヘクタール
でございます。その中で、まだ未売却のまま残つ
ておるといふのは一割強でございます。そ
ういふ意味ではちよつと数字のけたが一つ大きい
のではないと思つておられますけれども、御承知の
ように昨年度の年度末に第四次建設整備基本計
画というものが各地域から出されまして、国の承
認をした段階でございます。今後四年間でございま
すけれども、第四次建設整備基本計画に基づきま
して、もういった余つておる工場用地等につ
きまして、新しい時代の要請等にこたえるべく、そ
れぞれの地域の創意工夫をもとにして利用を
図つていただくというところを期待してございま
す。

○加藤(昭)政府委員 工業再配置促進法でござ
います。目的にございまして、過度に工業が集
積している地域から工業の集積の低い地域へ工場
の移転を図るということでございます。

最近の状況を見ますと、工業立地というの
はある程度地域に分散が進んでおります。全体の
年立地件数、例えば昨年二千五百件でございま
したが、そのうち七〇％程度は地方へ立地が行わ
れておるわけでございますが、まだまだ地方の工業
の集積というのには十分に進んでおるとは言いが
たいわけでございます。今後とも工業再配置につ
きましては強力に推進していく必要があると思
っております。

したがって、こうした現状におきまして、
工業再配置促進法につきましては、現在のところ
見直すことは考えていないわけでございます。し
かし、最近のいろいろな我が国経済を取り巻く状
況は大変変わつてきております。技術革新、情報
化、サービス化等進展しておるわけでございます
ので、工業再配置関係といたしまして一層これを
促進するために、こうした環境の変化も考慮いた
しまして施策を幅広く検討している状況でござ
います。

○岡山委員 奥野議員の御了解もいただきました
ので、最後にちよつと大臣に。

民生活問題たくさん議論したいのですが、どうも
今いろいろ伺つておりましたも、経済情勢の非常
に激しい変化の中でさまざまな課題を詰め込ん
で、しかも制度的には民間の活力を引き出すた
めのインセンティブというものも一体どれだけの効
果があるのかということの確かめもなかなかでき
ないまま、きょうの新聞の内閣官房特命事項担
当室長の遠山さんという人の談話によれば、実態は
「走りながら考える」という状況なのではない
でしょうか、これはさつき民生活懇話会でお尋ねを
いたしました、こころあたりと少しきつちり
詰めた、民生活とは何かということについて新しい
状況変化のもとで基本的な考え方をもう一遍ま
め直す必要があるのじゃないかという感じがいた
しますが、この辺についてはいかがでしょうか。
特に、この間ずつと議論の展開を見ております
と、やはり四全総絡みで、中央と地方というの
一つ大きな問題がありますし、また産業構造の転

換が必ずしも中央と地方というバランスだけで動いていくものでもないという側面もこれまたあるわけでありますから、そこら辺のバランスをどうするかといったようなことも、もう少しみんなが納得できる方向というものを出しながら、インセンティブのありようについてもきめ細かな対応というものがきちつと確立されるべきじゃないか、もしこれをやっていくとするならば、まづもって民活とは何かということから議論が始まるわけですから、この際、最後に大臣の御所見を伺っておきたいと思ひます。

○田村国務大臣 普建設省がレク都市というのを手がけたことがございました。私は、この民活もプロジェクト、制度としてはすぐれた制度だと思ひます。問題は扱ひの問題だと思ひます。実は担当者にも私から申したのでありますが、地方にはいろいろと戸惑いもあるかもしれないし、またすり合わせあるいは対応というものに時間もおかかるだろうし、そういう点で十分の説明をし、またこれをやるというプロジェクトが発足をするときに、いろいろな中央官庁との、あるいは地方官庁でもそうですが、中央官庁各部門との話し合いのあつせん役もあつたらどうか、そういうふうにしてやっていくべきじゃないだろうか。

いずれにしてもこういう問題は、時に試行錯誤の繰り返しもあるかもしれないけれども、しかしやらなければならぬことだし、それなりの大きな意義もあることだから、こういうことを申したのでございますが、今後この取り扱ひについて、今まだ出足は少しゆつたりしておるようでございますけれども、ある時期になるとだあつと一斉に出してくると思ひます。でございますから、そういう点でも万遺憾なきを期して対応してまいりたい、このように思ひしております。

○関山委員 ありがとうございます。

○佐藤委員 奥野一雄君。

○奥野(一)委員 大臣の方は大変お忙しいようですが、最初ちよつと基本的な関係につ

いて大臣の方にお尋ねをしておきたいと思ひます。

今この民活法の改正案が審議されているわけですが、これが出された背景というのは、第一に、我が国の経済社会の変化に対応して中長期的な発展基盤の整備を図る必要がある。第二に、貿易とか経済摩擦の関係ということから、我が国の外需依存型の経済体質から内需主導型、こういうものが恐らく第二としてあるのだからと思ひます。第三は、今の行財政改革という観点から民間活力の導入、活用、こういうことがそれぞれこの法案を提出した背景というものは、これは昨年の五月に現行法ができていたわけでありましたけれども、そのときの背景というものはそういうものがあつたというふうな理解をされているわけですが、

したがって、それぞれの関係というのは、単独で効果を上げるといふことは非常に難しいと思ひます。その背景にあつた三つなら三つの要件というものがそれぞれ相互に関連をしながらお互いに十分な成果を上げていくということ、日本の経済体質といふか、今国際情勢の中で非常に厳しい環境に置かれていた我が国の経済の立て直しと言ふとちよつと語弊があるかもしれないけれども、そういう要素になつてくるのだからと思ひます。しかし、この民活法案は、昨年五月の百四国会で制定をされて一年経過して、これは後でお尋ねしますけれども、それなりのスタートを始めてきています。

さて、それではほかの方の経済体質の変革とかなんとかということになつてまいりますと、なるほど今までも何回かにわたつて総合経済対策とかいろいろな政策というものは行われてきているように思ひますけれども、具体的にどういふ成果が上がってきたのかということを考えてみますと、何か後追い後追いかつて関係になつてきているのではないかと、効果が全体的に上がつていないのではないかと、そういう感じがするんですね。これからまた総合経済対策というものを立てていくなつたら、我々聞いているわけですが、

ですから、民活法の法案だけが仮に先行していても、先ほど申し上げましたように後の方の関係というものが一緒に進んでいくという状況でなければ非常に難しい状況になつていくのではないかと、こういうふうな思ひをしております。

それで、民活化の方は今こういう状況で幾らかずつでも進みつつあるわけですが、そのほかの関係の政策や何かについてこれからどんな対応をされていくのか、あるいは今の進みかあいつかこれからの見通しについてちよつとお尋ねをしておきたいと思ひます。ただ、時間が余りございませんから、いずれ二十二日に所信表明に對する質問がございしますので、そのときにまた詳しく申し上げたいと思ひますので、きょうは基本的な考え方だけ大臣の方からお答えをいたしたいと思います。

○田村国務大臣 日本経済がこれから当面する問題、中長期的な問題も含めてとにかく現在取り組んでいかねばならぬ問題、そういう御趣旨のことだと今お聞きしたのでありますが、それはもう申すまでもなく内需の拡大策の実践であり、かつ構造調整の進捗であらうと思ひます。

この内需拡大策というのは、私が口を酸っぱくなるほど申し上げたわけでございますけれども、とにかく中身の濃い立派なものをつくらなければならぬことは申すまでもございませぬ。例えば個人消費というのを見ても、昨年の十月から十二月の第四・四半期を見ても、珍しく〇・七%も減つておる。日本の消費の六〇%も占めておる個人消費がそういう姿でございますから、当然内需の拡大、つまり供給に對して十分これを吸い上げていくことの可能な需要をつくつていくということであらうと思ひます。そうして、一方において、余剰施設等を持つた業種あるいは恐らく過当競争になるであろう業種を転換せしめる、その受け皿として新しい技術分野を開発をしていく、こういうことにならうかと思ひます。そういう柱と今の民活プロジェクト等の柱を組み合わせて、三位一体、四位一体の姿をとつて日本経済を

進めていく、そういうことにならうかと存じます。

実は私ちよつと聞き取りにくかつたところがあつたものですから、あるいは間違えたかもしれないけれども、御趣旨は大体そういうことじゃないかということでお答えをいたしました。これ以上よろしければ、また何かございましたら改めてお答えをいたしたいと思います。

○奥野(一)委員 大臣、結構です。私が申し上げたかったのは、今までも何回も総合経済対策がやられてきた。総合経済対策ですから、大臣も言われましたように、一つは個人消費支出をどうしてふやしていったらいいのか。それには例えば減税問題もあるでしょうし、週休二日制とか賃金の問題とか、そういうものが当然政策の中に出てこなければだめだろう。住宅関係なり設備投資なり公共事業なりあるいはこういう民活の問題なり構造調整なり、そういうものが総合経済対策だつたと私は思ひます。

ところが、そつちの方は、確かに公共事業なんかは前倒しとかあるいは多少ふやしたりしてやるんだけれども、あるいは住宅なんかは確かに去年の何月でしたか、百四十九万戸という異例な伸びを示したこともございませぬけれども、今大臣言われましたように、個人消費の方は若干低下ぎみになつておる。ですから、そういうものが全体的にうまく進んでいくことによつて日本の今の経済政策、これがうまくいくのだからと私は思ひます。

それがどうもそつちの方は少し手薄になつておるんじゃないかという感じがしてならないものから、本来であれば、そつちの方の進みかあいつかどうなんですか、あるいはこれからどういふふうにして全体の整合性をとりながら総合経済対策というものを進めていける見通しなのか、こういうことを具体的にお聞きをしたかったのですが、きょうは時間がございませぬので、後日また改めてこの点については個々にわたつてお尋ねしてまいりたいと思ひます。

大臣お忙しいようですから、あとは担当官の方

とまたそれぞれやりとりをさせていただきます。そういうことなんですが、産政局長がおられるわけで、恐らく専門家はそちらの方だと思っておりますけれども、今私が言ったようなことについて御理解いただいたと思うのです。そういうものから見通しというのですか計画というのですか、そういうものはでき上がっておりますか。

○杉山政府委員 お尋ねのとおり、民活もこれらの全般的な内需拡大対策の一環として、財政事情の苦しい中で、今後の経済発展に必要な基盤的な施設を整備するために考えられた方法でございます。したがって、それだけというわけにはまいりませんので、日本経済全体として内需中心の成長を遂げるためには、先生御指摘のような減税問題、さらには労働時間の短縮問題等々、基本的な対応が必要であるということとはまことにごもつともなことだと思えます。

とりあえずの話といしましては、一応現在政府で検討しております当面の総合経済対策、この中で、これからの国会の御審議等との関係はございませぬけれども、例えば減税が可能であるということになってまいりますと、やはりその中には当然所得税の減税というものも検討の対象に入ってくる可能性があると思えますし、それ以外の内需拡大対策についても当面の政府としての対応ぶりについて答えが出てくるはずでございます。

それから、少し中長期的に何か計画があるのかということでございますが、これは先般企画庁の経済審議会の中の経済構造調整特別部会で御検討になりました問題、これがこれからの日本の構造調整、内需中心の経済運営についての基本的な指針になるのであらうと思えます。政府として、この経済審議会からの建議を受けまして、その中で逐次具体化できるものについては、総理が本部長になっておられます経済構造調整推進本部等での議を経て政府としての方針として具体化をしていく、こういうことになるのでございませうから、これからの当面の話といしましては、先ほど申し上げた総合経済対策、中長期的には経済企

画庁の経済審議会の答申といったものをベースに進められていくことになる、こういうふうな了解をいたしております。

○奥野(一)委員 この問題については後日ゆつくりやらせてもらいたいと思っておりますから、きょうは余り深入りはいたしませんけれども、この次のときには、どちらの方になるのか、企画庁になるのかとも思いますが、そのとききょうとお尋ねしようと思っておりますけれども、三和と総研だつたと思いますが、あそこから出したりポイントなんかを見ましても、これは経済だけでなくて雇用の関係についても触れているわけですが、その中でもやはりこれから賃金の問題でも、あるいは労働時間の問題でも、そういうものでもない程度法制化をするくらい条件が出てこないといふ言われおるわけでありませぬ。ですから、日本の経済を支える底力というものは、確かに企業のいろいろな努力もあると思えますけれども、問題はやはりそれがほとんど売れていくという状況がなければうまくいかないだろうと思っておりますね。確かに伸びている産業もありますけれども、一般的には小売商業関係では売り上げはよくない、こういう状況になっております。そのためには個人消費支出というものを伸ばす、この点には総合経済対策の中では一番欠けているのではないかと、おかれておるのではないかと思っています。

それから、今関山委員の方からいろいろお尋ねになりました、多少少づつしている部分もございませぬと思っております。現行の民活法ができてから一年たつて、今のところはその中で確定したのが二つ、間もなくというのが一つの三つですか、こういう状況になっていくわけでありませぬけれども、これは始まつてか

らそんなに期間がたつておりませぬので、一年といたつても実際に最初の第一号は十一月ですか、そういうことですから、さてそれで効果はどうだつたんだということは非常に難しいだろう、こう思うわけでありませぬ。

昨年五月の現行法ができたときの背景というのは先ほどちょっと申し上げましたけれども、そういう中では、これによりやればこういふ効果があがる、それによつてこういふふうによくなつていくという見通しというのですか計画というのですか、これは当然あつたろうと思つておるのです。今実際にスタートしているのはわづかでありませぬけれども、そういうものに照らしてみても、効果というのはいささか上がつてきておる。まだスタートしてないものもありませぬ、見通しとしてスタートするものもある、それから先ほどのお答えでは年度内に二十近くスタートできさうだ、こういう話にもなつておるわけでありませぬ。

ですから、もしそうだとすれば、この年度内に二十なら二十のプロジェクトが進行したときには将来こういう効果をおぼろげに期待できるといふことが見通しとしてはあるだろうと思つておるのです。その辺のところをちょっとお尋ねをしておきたい。

それから、先ほど同じく関山委員の方から質疑がございました、二つの施設が追加された理由。これは先ほどちょっとお尋ねをいたしておりましたけれども、何か大阪の関係とか国際化、そういうものなどが急浮上してきてこの二つを追加された、こういうのですが、もうちょっと詳しく御説明をお願いしたい、これも今のことと関連をして、それじゃこの二つの施設を追加したということ、今までの六つの施設だけでは不足だから追加したということになると思つておるのです。そうすれば、その追加した理由の一つの理由の中には、これを追加することによつてなごういふ効果をおぼろげに期待できるといふことだろうと思つておるのです。

よ。そういう効果の見通しと、それから先ほど追加されるということについては追加の予定はない、こういうことなんですが、この施設の追加でなくて、先ほど二十くらい年度内にスタートするのでないかというお話だつたのですが、これは施設ごとに関内訳わかりますか。数だけいいですよ。中身についてはいいんですが、施設ごとにもしわかつたらお知らせいただきたいと思つておるのです。

○杉山政府委員 まず最初に、民活法の効果についてお尋ねがございました。確かに民活法、昨年の五月三十日に施行されたわけでございますが、実はその後政府部内で整備に関する基本指針の作成というのを夏ごろまでかかつてまとめたので、むしろそれ以降初めて施設を整備する側において認定申請等の手続が始まる、こういうことになりましたので、まだそれが始まつてから一年にはなつていないわけでございますが、先ほど関山先生にお答えしましたとおり、現在まで通産省関係で三施設について整備計画の認定を終わつております。当初は国会の審議の過程で、直接的な事業規模だけで約一兆四千万円、関連施設の整備を含めると六兆円から七兆円ぐらゐまでの事業規模になるのじゃないかといふことを御答弁申し上げていたようでございますが、これも先ほど関山先生にお答えしたような各種の事情がございまして、残念ながらその後計画の内容等については縮小等々が行われることになりまして、当初申し上げました一兆四千万億が現時点で計算をしてみますと大体八千億ぐらゐではないのかという感じがいたしております。

それから、今回二つの施設を追加するに至りました理由でございますが、これも関山先生への御答弁と重複するようでございますが、昨年の法律制定の段階では具体的に計画として取り上げられておりませぬでした、大都市の臨海部の再開発に伴いますマルチメディアセンター及びインテリジェントビルの整備というふうなことがこのところ急速に具体化するようになってきておりますし、

八

リットがあるのか。

それから、大体こういう施設は都市とかあるいは大都市中心ということで、地方都市も計画の中には幾らかありますけれども、大都市中心になつていくわけですね。それから、こういうものに参加ができることになつた場合に、財政的な支援助とかあるいは税制面での優遇措置などがあつたりいたしましたが、そう小さな企業というのは参加をすることはできない。やはりある程度大きな企業ということになつていくのではないと思ひます。その場合に、今局長の方からは地方経済の活性化についても考えなければというふうな意味のことだつたのですが、それぞれの方で行われるプロジェクトがこれから具体的に進んでいく場合に、本州の大手企業がそれに参加をしていくやるといふような傾向が出てくる可能性がないか。そういう場合に、地元企業をどう活用していくのかという指導方針が具体的にできているのかどうか。そういう面も一つ考えなければならぬのではないかと、こう思ふのです。

それと、ついですがからみんな申し上げてしまひますが、これは都市対策の問題だつて出てくると思ひます。東京なんかのようにそういうことをやるのがまたどんどん地価を高騰させていく。ちよつと新聞なんか見ますと、今度都市政策で私権制限というふうな形の一部に限つてですけれども出されてきておりますが、地方の方で下手にやられて、そのことによつて地価が高騰するなんというふうな場合には大変迷惑することになりなす。そういう面での土地対策というふうなことにどういふようなお考えをお持ちでおられるのか、あわせてお聞きしておきたいと思ひます。

○杉山政府委員 まず最初にお尋ねのございました民間企業に対するメリットということでございますが、お話にもございましたように、民間企業としてのメリットというのは収益、採算の問題ではないか、民活事業というのは政府が助成をして辛うじて何とか採算がとれるようなもので、直接

それに参加することのメリットというのは乏しいのじゃないか、それはお尋ねのとおりであらうかと思ひます。むしろ地域の企業がこれに期待をいたしておられるのは、先ほど先生からお話のございましたように、施設が完成をしまして後にその施設が利用されることに伴う地域経済活性化のための効果ということに主眼があるのではないかと考えているところでございます。

ただ、実際の問題といたしましては、これまでに認定をいたしました計画のものの中では、あるいは大都市近辺の事業だということも理由があるのかもしれないが、例えば民間の出資につきましては、むしろ当初計画以上に民間からの参加希望もあるということのようございまして、このあたりにつきましては、私どももむしろ予想外の民間サイドの評価ということで、ありがたく思つておるところでございます。

それから、実際問題として工事が行われる過程で、むしろそれに参加している大手企業のみならず地元企業の活用というものが考えられないか。これは事業主体につきましては必ずしも第三セクターに限るといふものではございませぬが、現実には主として第三セクターが中心になると思われます。そういったまですと、地元の都道府県その他地方公共団体が参加をされるということにもなりますし、また政府からは開帳も参加をするというふうなことになるまいかと、そういった株主サイドにおきましても、最終的にはこのプロジェクト自身が経済の活性化を目的といたしておるものから、建設過程におきましても地元企業の活用という問題につきましても十分配慮を払つてくれるものと思ひますし、私どもも通産省全体としては中小企業庁も抱えておりますので、地元、特に中小企業の活用という観点からそういったような要請をしていくべきものと理解をいたしております。

それから、土地の問題につきまして、特に大都市にプロジェクトが集中するということではないか、地価高騰の問題等に影響があるのではないかと、こ

ういう御心配、これもごもつともなことであらうかと思ひます。ただ、幸いなところ、先ほど申し上げましたように、これまでの事業は主として第三セクターについて行われるということになつておりますので、特に公共用地の利用ということが中心になつております。したがしまして、現在のところのプロジェクトではそういった心配はまずないものと思ひますが、これからの話としてはあるいはそういう懸念が出てくる可能性もないわけではございませぬので、こういったことにつきましまして、今後の用地手当ての問題につきましまして、区画整理事業等の基盤整備事業の一環としてやつていっていただくことをぜひお考えをいただく必要もあるのかなというところを考慮しております。私どももいたしましては、そういった点につきましても地元の地方公共団体を通じて指導等に努めてまいりたいと思つておるところでございます。

○奥野(一)委員 地価対策の関係、これは公共用地を利用するということではいけばうまくいくかもしれませぬけれども、そうでなければこれは地価高騰というものに恐らく拍車をかけることになります。私は、東京のことは余り心配してないのです。東京よりも自分の方のことを心配するわけでありませぬけれども、地価がそれによつて上がつていくなんということになつた場合には大変だ。

それから、先ほど申し上げておりますように、第三セクターを組むということになりましても、相当な力がついてる企業でないとなつて、つくつて物を売るとかなんとかということであればすくメリットがね返つてくることになるのでしようけれども、そうでなければ、地方の企業ということになれば非常に難しい面もあるのではないのかな、こんなような感じもして居る。もちろん施設の内容にもよりけりだろと思ひますけれども、そういう感じがします。しかし、そうなつて本州大手だけが乗り込んでくるということでは、地域としてはなかなか大変だと私は思ふのです。これは北海道の開発予算なんかでも、調べてみますと

本州企業の比率というのは七対三くらいで地元が七いっていますけれども、金額にしたら逆になつて本州大手の受注金額の方が多い。だから、実際に北海道の公共事業というものをたくさんやられても、地域経済に余りプラスになつていないのですね。そういうふうな感じになつていいたのは地域としてなかなか大変だと思つて居るわけなんです。そういう面の配慮ということについても、実際に認定される場合には十分な配慮はひとつしていただきたいと思います。

それから、もう時間ありませんが、先ほど岡山委員の方から質問があつたのとちよつと関連しますけれども、これは財政支援というものが伴つていくことになるわけなんです、例えば今、年度内に二十から二十くらい何かスタートできそう。その場合には、その部分についてはもう予算上は心配ないのですか。それと、たぐさんの構想があるわけですから、これからそれが仮にどんどんふえていった場合には、通産省の方としてはそういう予算措置ということについては心配ない、こういうことになるわけですか。

○杉山政府委員 六十二年予算の問題につきまして、先ほどお答えしたような整備計画の認定の進展に伴つて補助金等の支出について不足がないかというお尋ねでございますが、今年度につきましてはそういう事態にならないものという感じを私ども持つております。

ただ、これからの話といたしまして、先生御案内のように補助金は三年度にわたつて支出をいたしますので、整備計画の認定が進みますと、かなり累積的に額がふえてくる可能性もあつます。こういった問題について、現在の予算要求のシーリング制度のもとでどうしたらいいかということについては頭の痛い話ではございませぬが、せつかくこういう補助金をつくりましたので、そういうこととで前倒しをやつていただく計画につきましまして、予算金額の面で御不便をおかけするということについては財政当局とも相談をし、必要な金額の確

保については通産省として十分な努力をしてまいりたいと思っております。

○奥野(一)委員 もう時間ですからこれで終わりますけれども、先ほどから申し上げてきておりますように、一つは、総合経済対策というところからこういうような関係については随分力も入れられて、進みぐあいもほかのものより少し早いのではないかなと思いますが、そのほかの重要な部分についても、法制化しながら対応するとかそういうようなことも考えてもらいたいし、それから今の関係では、再三申し上げてきておりますように地方に迷惑になつては何にもならないと思うので、むしろ地方の経済なり産業なりがそれによつてうまくいくという方向に持つていってもらうなればならないし、余り本州大手ということだけでやられないような指導をぜひお願いしたい。

時間ですからやめます。

○奥田(幹)委員長代理 森本晃司君。

○森本委員 民法法が生まれてからこれに対する大きな期待もかけられておりましたし、また今、殊に貿易摩擦あるいは内需拡大という観点から考えても、民法法の重要な位置づけが必要とされているところがあります。従来六つだったものが今度新しく二つ加わりまして、今回の特定施設の建設が促進され、内需拡大がされていくわけでございますけれども、この内需拡大に対する効果はどのように考えておられるのか、その見通しはいかかなものなのか。これはまた後で大臣がお見えになったときにもお尋ね申し上げたいところでございますが、この民法を生かして内需拡大にどれだけの効果を見込んでおられるのか、その点についてお答えいただきたいと思ひます。

○杉山政府委員 今回二つの対象施設を追加することに伴います内需拡大効果についてのお尋ねでございますが、実はまだ今回追加する二つの施設についてのプロジェクトの具体化が必ずしも十分にできていない面がございます、全体として幾らになるという確定的な数字をこの席で御答弁申し上げるほど自信のあるものはございませぬけれども、

ども、おおよその見当をつけていただくという観点から、少しプロジェクトの内容についての詰めが進んでいるものについて例示的に申し上げることで御了解をいただきたいと思ひます。

例えば東京臨海部の十三号埋立地で東京テレビ構想というものがございまして、これにつきましても、現時点で事業費の規模が約二千億円程度というように想定されているようでございます。それから国際ビジネス交流基盤施設につきましては、例えば幕張の計画の一環として検討されておりますものでは、私も承知しておりますところでは事業規模は大体六百億円程度になるのではないかとこの想定があるようでございます。これから計画が具体化されてまいりますと、それぞれのプロジェクトによりまして若干の規模の相違はあろうかと存するわけでございまして、けれども、おおよそ今申し上げたぐらゐのかなり大きな事業規模になる可能性が有ると思ひます。特にマルチメディアセンターに関連いたしましたは、それに附帯して整備をされるインテリジェントビル等が入ってくることを考えますと、事業規模としてはかなり大きなものになる可能性が有るということも申し上げることができるとは思ひません。

○森本委員 この民法法がつくられましたときに、言うならば電車に乗りおくれまいというように、言いまして各地方もそれに参画してきたわけでございますけれども、現在プロジェクトの候補地は大体幾らぐらゐになつておられるのでしょうか。通産省以外の分野も合わせていかほどのものなのか。そしてその規模が需要拡大にどれほど貢献してくるか。その効果については、大まかに結構でございますが、今二つについては伺いましたけれども、このプロジェクト全体いかがを考慮しておられるのか。各省庁によつて、ほかの三省庁もございまして、通産省だけでわからないというのであれば通産省だけでも結構でございますが、通産省が今見込んでおられる内需拡大の効果をお願いしたいと思ひます。

○杉山政府委員 たいまのお尋ねは、今回追加することになった二つの施設でございますか、それとも、それに限らず従来のものも含めて……。

○森本委員 従来のものです。

○杉山政府委員 従来の対象施設につきまして、通産省関係では、認定をいたしております三つのプロジェクト以外、六十二年度中に整備計画の認定に至る可能性が強いプロジェクトにつきましては十四ございまして、その事業規模の総計をいたしますと約五千億円ぐらゐかと存じますが、それ以外に、郵政省その他他省庁の関係で幾つかのプロジェクトが整備計画の認定に至る可能性が強いものとして承知をいたしておりますが、お答えは関係省庁からお願いをしたいと思います。

○森本委員 関係省庁、きょうは時間がないので呼んでいないのですけれども、候補地はどれほど、百だとも言われておりますし、百七十とも言われておる、二百とも言われておる。

○杉山政府委員 恐れ入りました。私も承知をいたしておりますところでは、他省庁の方については必ずしも十分に自信を持つてお答えする資料はないようでございますが、恐らく通産省が十四、それ以外合わせまして合計十八ぐらゐになるのかと思ひます。ですから、他省庁の分が三つか四つ、恐らくそんなものかと思ひますが、もうちょっと時間をいただければ、御質問の途中でもお答えをさせていただきます。

○森本委員 他省庁合わせて百二十近くになつておられるというふうな、候補地だけでもそれほどあるというふうな伺つておられるわけでございますけれども、現在候補地が百二十ほどあると言われながら、明確に認定になつたプロジェクトは三つほどしかないというふうな伺つておられます。

けさの日経新聞を見ましたら、「民法、笛吹けど踊らず」というふうな大きな見出しが出ておりますし、つい先般の朝日新聞の記事にも「不評の「民法法」にカツ」というふうな記事が出ております。百件にも上る候補地がありながら、今かがわさ

イエンスパーク、それから柏崎ソフトパーク、幕張メッセ、この三つだけしかなくていいというところでございまして、昨年の十一月補正予算、今年度予算では全く手つかずの状況でございます。また同時に、これは限時立法として十年間の期限がございまして、この状況を今どのようにとらえておられるのか、お伺いしたいと思います。

○杉山政府委員 大変失礼をいたしました。

全体として対象となり得るプロジェクトということにつきましては、先生御指摘のように法律制定の段階では百近くあると申し上げたはずでございますが、その中で、先ほどの御答弁の中でも申し上げましたように、その後の経済状況の推移からかなり計画の後退、縮小等がございまして、現在までのところでは、通産省関係では約四十、他省庁の分が約二十、合計いたしますと約六十ぐらゐが、ある程度具体化に向かつて計画が進められているものとして承知をいたします。

その中で、先ほど申し上げましたように、通産省関係では年度内にも整備計画の認定申請に及んでいただけたらというふうなものが十四、同じような観点から他省庁の分を紹介をしてみますと、郵政省関係では七つ、運輸省関係で五つ、合計いたしますと十二あるようでございますから、通産省の十四と合わせますと、全体で二十五、六のものが近く整備計画の認定申請をしていただけたというふうなプロジェクトとして具体的に進んでいる、こういうふうな現状を承知をいたしております。

○森本委員 済みません、もう一度確認したいのですが、今二十六とおっしゃつたのは、本年度スタートしそうな分ですか。

○杉山政府委員 本年度内に整備計画の認定をしてスタートをしていただけたら、こういうプロジェクトでございます。

○森本委員 事業規模は、その二十六でいかほどになつておられますでしょうか。

○杉山政府委員 他省庁の分については今正確な数字まで申し上げることはちょっと自信がございませぬけれども、

に關西人の場合には、「もうかりまっか」という言葉が象徴するように利益あるいはその効率性を考へるわけでございますけれども、ただ取られただけである、金は出したが口は出すなどということである、また我々のノーハウが生かされてないじやないかという声が多に多いわけでございませう。これはどこにあるかという、民間の能力を活用するとしながらも、その対象となる民間の参加可能性について十分に明記されていないところにその問題があるのではないだろうかというふうに思われます。

一方、神戸市でございますが、六甲アイランド等々の場合には、その土地は神戸市で開発をし、そしてインフラ整備をやる、その上物についてはすべて民間に任せていく、したがって民間は大変な知恵を絞っていくんだと言っているというよき例もあります。今三つ認定になりましたそのプロジェクトにつきましては、民間人の登用はいろいろなものがなっているのか、それから民間の参画について、また効率性についてどのように考えていらつしやるのか、御答弁いただきたいと思ひます。そうでないとなかなか民間人は、これからこの民活プロジェクト、まさにきょうの日経の見出しではありませぬけれども、「笛吹けど踊らず」というふうな結果になりかねないと思うところでありませう。答弁をお願いします。

○末木政府委員　そもそも民間の資質、資源をどういうふうを活用するのかがということでございませうが、この民活法の対象にしておりませうけれども、特定施設の整備事業以外にも、世間で一般に民活と言われているいろいろなふうな考えられてあるものもございまして、そういうものを含めて一たん整理をいたしますと、従来の考え方であれば、国または地方公共団体が100%責任を持つて実施する分野のうち、特定の部分についてはある程度の条件整備をすれば民間の資金、民間の人的能力に任せてもいいのではないかとと思われる部分が出てきているのは御承知のとおりでございまして、そういう部分、民活事業のうちそういう

カテゴリーと、それからとも通常であれば民間が手がけるであろう事業ですが、しかし採算性が悪いためにはなかなか手がけられない、一方国民経済的あるいは地域振興的な立場からは、なかなか民間の方がやりませぬと言つてほううておくわけにもいかないようなカテゴリー、その中間にもあると思ひますけれども、そういうふうに分けてみますと、おのずから民間の関与の度合いあるいはその形態というものは差が出てくるかと思ひわけでございませう。

ところで、民活法で言つております特定施設は、その後者の方のカテゴリーを主として考え、主としていいます。基本的にはそういうカテゴリーでございませうから、できるだけ民間の能力を活用し、官の方はその採算性がある程度改善するということにとどまるのが原則でございませう。したがって、この特定施設の整備の基本を定めました基本指針におきましても、「特定施設の運営に関する事項」の中におきまして、「民間において実務経験を有する者の積極的登用に努めること」ということをうたつております。これはもちろん個々のケースによりましてその程度、どの程度民間の方がどういう地位にいたらいいかというのはいくらも決めるわけにはまいりませぬが、これが基本でございませう。

そういたしまして、この三つのプロジェクトについて見ますと、一人一人の方について、どなたがこれに該当するかというのを固有な名詞で分類するのはやや自信がないわけでございませうが、一応割り切つて考えてみますと、かながわサイエンスパークにつきましては、役員十八名いらつしやいます。うち十四名はこの民間の能力のある方といふことではないか。それから柏崎ソフトパークについては、六分の四が民間の方。幕張メッセについては、十八名中十四名がこゝで言う民間の方ではないか。お一人かお二人、分類の仕方があるいは違ふかもしれませんが、全体としまして民間の能力の活用になつていふと思ひます。

○森本委員　民間の知恵と資金を生かす民間活力

ということではこの民活法が出てまいつたわけでございませう。ただし公共性を求めるものが非常に多いので、必ずしも利潤追求という形、またそういうふうな見方ではないに、民間の知恵を生かしていくということ、今後とも通産省管轄の、本年度十四あるというふうな何つておられますが、そういう認定の際にも、民間の知恵が生かされるようなプロジェクトになつていくかどうかというところを十分御検討いただき、また指示し、そして認定をするというふうにしていただきたと思ひます。

次に、ネックになつていふ問題でよく言われるところが、高度経済成長時代、日本の一億の人々が必死になつて経済再建を図り、また高度成長時代を迎えて、がむしゃらに世界の雄たらんとしてきて頑張つてきた。その経済情勢の中でいろいろ法律の規制が生まれてきたわけでございませう。しかし今のような状況下になつてきて、財政も非常に困難である、民間の力を生かさなければならぬ、そうしなければ新しいものなかなかプロジェクトとして生まれてこないという状況下、こゝういう経済情勢の変化に伴つて、民間の活力を生かしていく上に規制の法律が非常に弊害になつていくものも多々あるように思われるわけでございませう。例えば、建築基準法の建ぺい率あるいは容積率の問題等々、こゝういつた点ももう一度検討をしいかなければならないというふうな思ひます。また同時に制限の問題で、一つは埋め立て事業等に見られる民間の参入を制限する参入規制等々が考えられるわけでございませう。こゝういつた従来の規制を今もう一度見直して、外すべきものは外していかないと、せつかくの民間の活力を生かそうとしても生きないという意見が非常に多いわけではございませうが、これについていかがかと思ひます。

○末木政府委員　御趣旨まことにございませう。昨年の九月に決定いたしました総合経済対策におきまして諸規制の着実な緩和の方針を出してござい

ますし、また先般、自民党におかれましては総合経済対策要綱をお決めになりましたけれども、こゝでも同じような規制緩和の引き続きの推進ということがうたわれておられます。個々の規制につきましても、それれしるべき理由があつて行われてきているわけでございませうけれども、時代の要請に合うように常に見直しをしていくべきものと思ひます。

今申し上げました昨年九月の総合経済対策におきます規制緩和項目の例を、一、二申し上げませうと、先生もおっしゃいましたが、例えば都市開発の促進等の観点から、既成市街地における容積率の見直しとか用途地域の見直し、あるいはまた新市街地の開発の促進の観点から、練引きの見直し、開発許可手続の簡素化等がございませうし、あるいはまた当省に關係の深いところでは、ガソリンスタンドの業務範囲について、これは安全の観点から相当厳しい規制が行われてきておりましたけれども、これについても今年度内に見直しをして、そこでやつていい仕事の拡大を図る等々の相違の項目が挙げられております。その大方は残念ながら通産省の所管でないものが多々ございませうけれども、政府の一員として、こゝういつた方向に沿ひまして今後とも適切な規制の緩和が図られますように期待をいたしますとともに、内部でもそういうつもりで仕事をしたいと思ひます。

○森本委員　時間がだんだんなくなつてまいりましたので、次に進ませていただきます。

内閣拡大の前倒しということで特定の施設が箱づくりのみに終わつてしまつて、肝心の中身が十分検討されていないのではないかと、肝心の中身が十分に行つていないかと思ひます。またこれからそれができていくわけではございませうが、中身の検討を今後十分に行つていただきたいと思ひます。同時に、地域住民、特に草の根プロジェクトの場合も、その地域住民が利用できるような施設等々をも設けていくことの必要性もやはりあるのではないかと、かと思ひます。同時にその施設自体がその地域

の文化を生み出していく、あるいは文化を象徴していく、あるいは文化を育成していく、そういったものも必要ではないだろうか。こういった民間プロジェクトでいろいろな国際施設等々を設ける場合には、提案でございしますが、例えば美術館やコンサートホールを設けるように義務づけてはどうだろうかというふうな思われ方をしております。MM21には美術館があるようにも伺っておりますが、魅力ある地域づくりの一環として、そういった文化施設を加えていられることも大事ではないかと思っております、その辺いかがでしょうか。

○末木政府委員 通産省が産業関連の施設の整備を手がけましますときに、同時にその地域の産業に関連する文化というふうなことを考えないわけではございません。

例えば、中小企業庁でやっております地場産業振興センターなどは、直接的にはこれは地場産業の振興でございすけれども、伝統的な産業の振興を通じて一つの地域文化の形成、保存に役立つのではないかと思われますし、それから民活法の第三号施設の情報関係は、これは文化という名にはちよつと遠いかと思ひますけれども、一般の市民の方々に對する情報化に関する啓蒙なり勉強の機会の提供ということがうたわれておるわけではございません。

そういう意味におきまして、先生御指摘のような文化関連の施設の整備というのは大変好ましいことではございますが、現在の一号から六号まで、そして追加を御提案申し上げております二つ、七号、八号に関連しましてコンサートホール等を義務づけるところまでは、今のこういう状況のもと、あるいはこの法律の立て方からいいますと、ちよつと無理があるのではないかと思ひます。ただ、地元がそのような意識を持って、自発的にそのような地域住民が喜んでくださるような文化的な施設をおわせて整備されることは大変結構なことだと思ひます。

○森本委員 国土庁にお見えたいておられますでしょうか。——国土庁にお尋ねしたいと思ひます。

民活に水を差しているのは、また内需拡大に水を差しているのは土地の高騰であるというふうな言われております。国土庁は、都心部が上がつていだけで地方はそうではない、二極分化しているんだというふうにもおっしゃっているようにございす。済みません、私時間が五十三分まででございますので、簡潔に質問をいたしますので、お答えもよろしくお願ひ申し上げます。

が、私特に申し上げたいのは、国有地が競争入札等々になつて、そしてそれが一つの大きな誘因となつて都市部の値段が高騰していくんだというふうによつて言われておるわけではございません。また、民間の人がよく言うには、国有地等々そういうところは国土法の適用を受けられないじゃないか。民間だけ国土法の適用を受ける、したがつてそれは抑えることができるけれども、国有地やそういうものも国土法の適用を受けるようにしたらどうかという声があります。それから、国有地を競争入札しなければならぬという考え方も改めたいかなければならないという考え方もあるわけではございません。ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

(奥田(幹)委員長代理退席、委員長着席) ○鈴木(克)説明員 先生御指摘のように、地価高騰地域におきまして国有地等を一般競争入札で処分しようという場合に、地価高騰に拍車をかけるのではないかとこの問題がございす。国土庁といたしましては、このような処分が当たつては、周辺地価に配慮した慎重な取り扱いが必要であると考へておる次第でございす。

このため、昨年来関係省庁と鋭意調整を重ねてまいりました結果、今回の国土利用計画法改正案を盛り込みますとともに、政府部内で必要に応じて関係行政機関が緊密な連絡、情報交換を行うことなどによりまして、適正な地価形成が図られるような措置を講ずることとしたものでございす。今後とも関係行政機関の間で緊密に連絡、情報

交換を行うことによりまして適正な地価形成が図られるよう努めてまいりたい、かように考へております。

○森本委員 もう少しやりたいのですが、時間がございせん。国土庁、どうか国土法の適用、国有地等々も十分考へられるように今後も御検討をいただきたいと思ひます。今ちよつと御回答をいただけたのですが、地価対策としての閣僚会議の資料もいただきました。しかし、これですたしてどこまで行くかという問題もかつてあります。やはり民活を進める上で大きなネックは地価高騰にもあるように思われますので、よく御検討をお願いしたいと思います。

自治省にお見えたいておられますでしょうか。——自治省にお尋ねと提案を申し上げたいわけではございません。

地方財政がだんだん厳しくなつております。先ほどから私は、インフラ整備を官側でやつていかなければ民活は生きてこないというふうな申し上げておるところでございす。その生かし方の資金調達の方法でございす。一つは、地方債の弾力的な運用を図つていくことが必要ではないだろうかというふうなことは申し上げたい。

それから二つ目は、是非かにかつてはまた今後よく検討される必要がありすが、免税開発債等々の発行がよく言われておるわけではございません。アメリカでは弊害があつたとも言われておるますが、この辺についての検討も必要ではないだろうか。

それから三つ目は、ちよつとつぎの発想でございすが、特に公共性の高いものについては宝くじ等々の発行権を認めていってはどうか。こういうふうな資金調達が考へられます。これもインフラ整備の上で非常に大事なことではございすが、自治省はいかが考へておられるかをお尋ねしたいと思います。

○遠藤説明員 お答え申し上げます。第一点の、インフラ整備に当たつて地方債の弾力的な運用を図つたらどうかということでは、地方団体にとりましては、インフラ整備と申しますか、公共施設の整備等非常に重要な仕事でありまして、昭和六十二年度の地方債計画におきましては、内需拡大等の要請も踏まえつつ、地方単独事業についてかなり思い切つた総額の確保をいたしておりました。したがつて、民活を推進するために地方公共団体が独自で総合的、計画的に各種インフラ整備をしようとする場合には、それに対応できるだけの額を用意してございす。今後、地方債の配分に当たつては、地方団体の要望等もよく聞きまして、事業執行が円滑に行われるように適切に措置いたしてまいりたいというふうに思ひます。

それから、免税開発債の発行というものを考慮したらどうかという御提案であります。私ども、アメリカの地方債の、いわゆる免税債について十分に知つておるというわけではありせんけれども、アメリカの現状をちよつと調べますと、やはりこの免税債についてはいろいろな問題がある。例えば連邦所得税が免税になるわけではございません。連邦の税収入が減少するではないか。あるいはこの免税債をかう層というのがいわゆる高所得者層であるということで、高所得者を優遇することになるというふうないろいろな指摘がなされておるような点もございす。聞くところによりますと、最近ではこの免税債、いわゆる産業開発債としての免税債の適用をもう少し抑えたらどうかというふうな議論もなされておるようございす。そういう意味も踏まえまして、私どももお研究は続けていきたいと思ひますが、現段階でこういうものを導入するのはなかなか状況としては難しいのではないかとこのように思ひます。

それから最後に、宝くじを民活事業の民間団体に発行してはどうかという御質問の御趣旨かと思ひますが、御案内のとおり宝くじにつきましては、刑法の例外措置として当せん金付証券法という法律に基づきまして、地方公共団体に限つて「地方財政資金の調達に資する」というこ

とを目的として特別にその発売を認められたもの
でございますので、民間企業に発売権を認めると
いうことはいかがなものかなというように現段階
では考えておりますので、御了承を賜りたいと存
じます。

○森本委員 時間が参りましたので、中小企業
庁、お見えいただいておりますでしょうか。

また御答弁、時間がちよつとございませんで、
私の方から要望をしておきたいと思つて、
我が党の方から中小企業者の受注の確保に関す
る法律の一部を改正する法律案、またこういった
提案をもしたい、そのように思つておる
わけでございますが、この民活事業がだんだん
だんだん推進されていって、ぜひこの点につい
ては注意をいただきたいと思つてござい
ますが、四十一年にこの法律がございまして、そ
れから当面五〇％を中小企業は目標とするといふ
うにしてまいりましたが、だんだんこの数年受注
の比率が三〇％台でとどまっているという状況に
なつてまいりました。その理由の一つは、中小企
業の定義から、大企業が支配関係を持つている会
社、いわゆるダミー会社、こういった会社を除外
していかなければ、だんだんそちらの方にとられ
ていってしまつて、中小企業の人たちが受注する
機会が少ないというところがございます。

また第二は、中小企業官公需特定品目に係る国
等の契約についてできるだけ中小企業者の受注の
機会を与えるようにしていかなければならぬ、
こういった問題等々がございまして、きょうは時
間がございませんで、こういった問題について
今後も中小企業庁へ要望してまいりたい。民間プ
ロジェクトの中にも大いに中小企業の業者の人が
生かされるような方法をも今後考えていっていた
だきたい。要望にしておきたいと思つてござい
ます。

時間が参りました。最後に大臣、重ねてお尋ね
申上げて大変恐縮でございますが、とにかく今
まだ三つしかスタートしていません、認定を受けて
いない民間プロジェクトでございます。内需拡大
が要求され、そしてまた多くの人が今この民活に

期待をかけたながらも、なぜかいま一つ好評になつ
ていない。「笛吹けど踊らず」といふふうに言われ
ておりますが、より積極的に推進していった
だけ必要があるかと思つて、大臣の所感をお尋
ね申し上げまして私の質問とさせていただきます。

○田村国務大臣 御承知のように新しい制度でこ
ざいますから、地方公共団体にしろ企業側にしろ
若干の戸惑いがあるかもしれません。かつて建設
省がレク都市というのをやつて、そうしましたら
オイルショックが来て産業界が手を引いて非常に
混乱をしたことがございました。今度の場合、性
格的には違いますが、若干事情がそれに似
通つたところがないでもございませんで、しかし、
私はこれは必ず今後志望するものはふえてくる
と思つて、また、いろいろとPRにしても、そ
の他十分対応していかなければなりませんし、こ
ういふ問題につきましても当然のこととして試行
錯誤の繰り返しもあるわけでございます。ござい
ますから、十分に地方の実態にも眼を開いて、
より完璧を期するように、将来の発展を期するよ
うに努力をしてみたい、このように考えてお
ります。

○森本委員 ありがとうございます。質問を終
ります。

○佐藤委員長 米沢隆君。

○米沢委員 私も本法案に関連いたしました若干
の質問をいたしたいと思つて、先ほどから
る質問が続いておりますから重複する部分がある
と思つて、御容赦いただきたいと存じ
ます。

民間の知恵と資金を生かす民間活力の活用とい
う観点から現行の民活法が、そして今回提案
されておりますその一部改正法案の提出されまし
たその動機、背景、目的等につきまして、私ど
もその趣旨を了とするものであります。昨年
の五月、本法が成立して以来の約一年間の経緯
を見ましたときに、先ほどからる質問が出てお
りますように、その間、諸般の準備で手間がかか

つたであろうことは予想にかたくないもので
ございますが、当時の意気込み比べて、どうも
実績が伴っていないという感じを強くする、私も
その感じを強くする一人でございます。既に当
時、昨年五月の法施行の時点では約百カ所ぐらい
を数えるプロジェクトが全国各地で構想され、候
補として名を上げておられるとお聞きいたしま
したし、また、昨年九月の総合経済対策において、
この特定施設整備事業の前倒し促進を図るとの決
定などがなされておりますが、今日までのこの特
定施設の整備計画の認定申請がわずか三プロジェ
クトにすぎない、これは問題だ、そう言わざ
るを得ません。確かに円高の深刻化等で厳しい状
況でございますから、意欲の面で少々陰りがあつ
たことは認めるにやぶさかではございませんで、
それにしても進捗状況ははかばかしくないと
もいいたくないかと思つてございませんで、
これはいろいろと問題があるかもしれませんで、
この法案が、各省の相乗りという形で現行法
の制定がなされたという経緯からいまして、
ひよつとすると事業計画を立てる場合に、各省
庁間の調整や合議において、あるいはまたその推
進体制において、また法律の構造そのものが魅力
的でないという意味において何か問題があるので
はないか、こう思わざるを得ないのでございま
す。その点について、そしてまた今までの進捗状
況と今後の展望等について、総括的に通産大臣の
所見を求めたいと思つて、

○末木政府委員 先ほど来御答弁したことと若干
重複しますので簡単に申し上げますが、私ども
は、経済全体の不振が当初の見通しを狂わせた基
本的な理由だと思つております。そのほかに、各
地の実情によりましては、例えば産官学の連携を
中核に据えていたプロジェクトで、大学の先生方
との話し合いが予想外に長引いていまして、よう
うな報告を受けた地域とか、特定の産業の不況が
響いておりますというお話を承つておられる地域と
か、ケースによつてございませんで、基本的には今
申し上げたようなことではないかと思つて、

先生がおつしやいましたような、法律の仕組み
において、民間の人たちがもつと早くできるべき
ところをできなくしてしまうような、各省間の縄
張りによる欠陥が法律にあるのではないかと
点につきましては、私どもはそのようなことは全
くないと確信しておりますし、個別のケースにつ
きまして、ある案件をめぐりまして、私どもとほ
かの三省との間で、このプロジェクトをどうい
ふふうにしていくべきかということについて意見
を異にして手間をとつておられるようなケース
もないというところは申し上げられると思つて、
○米沢委員 先ほど、今のところ進捗状況ははか
ばかしくないと、今年度に事業計画として
スタートするものが通産関係で十四プロジェクト、
郵政省関係で七プロジェクト、運輸省関係で
五つのプロジェクトがある、こういうふうな御答
弁がございましたが、どうも郵政省は非常におく
れておられる感じがするのですが、何か特別な
理由があるのでしょうか。

また運輸省も、例えば東京の竹芝地区の再開発
計画あたりはかなり実現が早いというふうに関
しておつたのでございませんで、これがいまだに出
てこないのは一体どういう理由があるのですか。両
省にお尋ねいたします。

○桑野説明員 郵政省の所管しております特定施
設、二種類ございませんで、電気通信研究開
発促進施設につきましては、既に関西文化学術研
究都市の中核施設といたしまして国際電気通信
基礎技術研究所、いわゆるATRが去る三月に土
地を取得いたしております、今後建物の建築に
着手する予定のほか、札幌のテクノパークなど幾
つかのプロジェクトが計画中であります。

また、電気通信高度化基盤施設、いわゆるテレ
コムプラザにつきましても、川崎市の新百合丘情
報センター、山口のテレコムプラザなど、十数カ
所のプロジェクトが現在計画中でございませんで、
時期的に若干おくれられているということもござい
ませんで、いずれにいたしましても、これは
時代の先取りの新しい試みでございませんで、

関係者が慎重な検討をいたすということもやむを得ないと存じておりますけれども、近々計画の実施、実現が図られるものと私どもは想定しております。

○藤野政府委員 運輸省関連のプロジェクトで五つばかりは、相当な早いスケジュールで進むというふうにかねがね私たちが期待もし、またそのような努力もしてまいりましたが、残念ながらきょうの段階ではまだうまくいっておられない。ただ、横浜とか新潟の直江津とかにつまましては、ごくごく近々のうちに第三セクターの設立もできるといふうめに相なっていることを御報告申し上げたいと存じます。

ただいま先生お話しになりました東京竹芝地区のプロジェクトにつきましては、確かに私たちが一番早く動くというふうな考えでございまして、土地の取得問題が中心となりまして第三セクターの設立にちよっと手間取っております。そういった意味で、いましばらくお時間をいただかなければならぬと思っておりますが、あわせて、その他別路でありますとか四国八幡浜のプロジェクトも比較的早いプロジェクトだと思っております。これらの推進に今後とも我々としても努力をし、また地元公共団体ないしは関連の民間の方々にも御努力をお願いしていききたい、かように考えております。

○米沢委員 さて、本法の対象になっております特定施設は、現行の研究開発・企業化基盤施設など六種類の施設と、今回の改正によって二つが追加されてトータル八つになるわけでございまして、もともとこれらの対象となっている特定施設というものは、法の目的に沿って今日のあるいは将来のニーズが那邊にあるか検討され、あるいは民間の需要等の動向も加味されて指定されたものと考えております。

しかし、今後のこのような特定施設の事業の進展という観点から気になりますことは、大変余談でありますけれども、お役人がつく言葉は何でこんなに難しいのだろうかという率直な感じがあ

ります。予算書を見てみましても、これは通産省やその他の省庁だけではありませんが、ほとんど省庁がしち面倒くさい言葉を使って、聞いてみれば何のことはないということばかりがあるのではありません。特に、特定施設等の並べてある言葉を見ましても、頭のいい人が新しい言葉をつくられたとは思いますが、リサーチとかアタカとかテレコムリサーチパークとかニューメディアセンターとかテレコムプラザとかマルチメディアセンターとかインテリジェントビルとかレポートとかワールドビジネスゾーンとか、よくもこんなにつくれるものだと思うぐらいに難しい言葉が使われて、一体みんなわかっているのだろうかという気がいたします。こういう事業を推進していく場合、地方自治体の皆さん、関係者の皆さんの理解を得たり、民間企業の皆さんの理解を得たりしなければなりません。こんな言葉が必要なのかもしれないけれども、こんなふうな造語を次から次に出して、一体民間の皆さん方に参加を呼びかける姿勢がおかしいのではないかと、そんな気がしてならぬのですか、どうですか。

○田村国務大臣 私も同感でございます。どうもお役所の新しい言葉とマンションの名前は、このごろハイカラ過ぎて私意味がわからない。それ以外にも文章も、何々に資するためにとかなんとか、字を書けば確かにそのためにということなんです。シするたためにといえは、何か死ぬような感じがしたりして、どうも文章がまずい。もうちょっとうまくできないものか、ついでついでも文句を言ったところでございまして。こういうことは、当委員会におかれましてはどうぞとんと御指摘をいただきたい。私も十分に注意をしていきたいと思っております。

ただ、弁解をするようで恐縮でございますが、この名前をつけておる本人は至極真剣に考えてつけたと思っております。その点はひとつ情状酌量をお願い申し上げます。○米沢委員 当の本人は一生懸命をひねってつ

くられたのではないかと、鬼面人を驚かすといいますが、何か難しい言葉をつくと難しい仕事をしておるように思っておるのじゃないのかと皮肉を言いたくなるぐらいに言葉が難解過ぎて、我々頭の悪い者にはわかりませんので、これからはどうかわかりやすい言葉を選んでいただくように要望いたします。

それから、先ほど申しましたように、特定施設というのは今回の改正で八つになるわけでございまして、今後の追加方針、先ほどの答弁ではこれからは余りないという感じがしたね。あるとしたらまた今から考えるということですが、例えば今通産省あたりで勉強されております情報化未来都市構想がある程度具体化すれば、早速特定施設に指定する必要性が出てくるのではないのでしょうか。あるいはまた金丸副総理の民話の懇談会

がありまして、あの答申等を見ておりました、これにふさわしい施設みたいなものが出てきそう感じがするのをごいしますが、今のところは八つで十分だということ御認識のようでございますが、これから先民話に引っかけた事業を推進しようというものは本当にないのかどうか、もしあるとすれば認定要件みたいなものをどういうふう

に考えておられるのか、御答弁いただきたい。○杉山政府委員 施設の追加につきましては、先ほど来御答弁申し上げましたように、現時点におきまして、近い将来にここに追加をお願いするようになるものは、私どもまだ目に触れてないということでございます。

具体的にお尋ねがございましたが、通産省が考えております情報化未来都市、これを主としてその中核となります施設は今追加をお願いいたしております七号施設の中で十分カバーが可能かと思っております。あるいはまた、金丸副総理の私的諮問機関におきまして検討しております民話問題

というものの中でこういうような対象施設の問題が出てくるかもしれませんが、これにつきましては、この法律では民話の対象となるような施設をすべてということではございまして、全体としてこのからの新しい経済社会の基盤になるよう

な施設で民話でお願いするもの、こういうこととございまして、あるいは総合保養施設のような、また民話を利用いたしますが別の法体系でお願いするというようなものはあり得るかも存じますけれども、今現在の民話法の対象施設として考えるものにつきましては、当面はこれで何とかカバーできる。あるいは将来事業の進展に従ってこの対象になるようなものを追加をお願いするというようなことは、出てくる可能性を全く否定できないかとは存じますが、とりあえずの間といたしましては私どもこれでやっておりますと思っております。

○米沢委員 運輸省の方、例えばコミュニティーですね。今各地方でかなり要請の強いものにコミュニティー空港みたいなものがありますが、こんなものはこういうものにはなじまないのですか。○鈴木(光)説明員 運輸省といたしましては、現在の発意によって整備しようという構想については聞いておられます。また、コミュニティー空港につきましては採算性の上で非常に大きな問題がございまして、仮に民話法の対象としていただきたといたしまして、これが直ちに民話によって整備の促進がなされるというふうにはなかなか期待しにくいと思っております。

なお、コミュニティー空港につきましては、各地方自治体等から非常に強い要望が参っております。事実でございますので、これを踏まえまして、その整備の方策も含めて総合的に私どもの方で検討しております。

○米沢委員 「本法の仕組みと支援措置」を見ますと、認定を受けた整備計画の推進に当たっては、これも先ほどから議論になっておりますが公共施設の整備について配慮が行われることになっている。また「特定施設の整備事業が、都市及び

港湾の基盤整備事業と連携を保ちつつ計画的に推進されること」が特に重要であることにかんがみ、特定都市開発地区及び特定港湾開発地区を指定す

るとともに、当該地区の「開発整備方針」を定めることができる」とあります。これは本法の推進に当たりましては大変重要なポイントだろうと思っております。例えば「公共施設の整備について（配慮）」とありますが、具体的には一体どういふふうにかが担保されておられるのか、これが私には問題だと思っております。

このごろ例えば政府がつくられる総合経済政策等を読みましても、地方の経済に配慮するとか、地方のいわゆる傾斜配分に配慮するとか、あるいはこのごろでございました特定不況地域法案とか雇用開発法案なんかにも公共事業等については配慮するなどと書いてあるのですが、言葉としてはよくわかるのでございますが、言葉として省庁間で鉛筆をなめるときに、そのあたりの担保が実際あるのかどうかというのが非常に問題だと私は思っております。例えば縦割り行政、名に負う縦割り行政でもありますが、それぞれ係官が、これは特定施設をつくるためにインフラ整備をしなければならぬ地区だ、したがってそれを頭に入れてちよつと鉛筆をなめて予算を増額しようなんということが出来るようなシステムになっているのかどうか、これは私は問題だと思っております。一体これはどうなっておりますか。

○中嶋(計)政府委員 御指摘のとおり、特定施設につきまして特定都市開発地区というものが指定されますと、この地区におきましては、特定施設と市街地再開発事業あるいは土地区画整理事業、これとあわせて道路、公園、下水道等の公共施設が一体的に整備をされる。その際に、国は円滑に事業が施行されますように配慮をしなければいけません、こういうことになってございまして、建設省といましては、この趣旨を体しまして、所管の公共事業の施行に当たりまして十分に配慮をしていこうとございまして。

さらに、通常の公共事業の施行に当たりましても十分配慮をしていこうとございまして、状況によりまして民間の事業の進捗度合いに

よりましては、それに対応いたしますために、先行的あるいは集中的に公共投資を整備する必要があります。あるという場合が生じていこうと思われまして、そこで、本年度、現在御審議をいただいております六十二年度予算の中で、都市再開発関連公共施設整備促進事業を新設するようお願いをいたしております。通常の補助事業とは別枠の予算措置をとりまして、こういう民間の事業と対応するために促進をしなければいけない公共事業に対応していこう、こういう制度を設けることを予定いたしております。

〔委員長退席、奥田(幹)委員長代理着席〕
○米沢委員 予定しておられるのですか、それともう既にありますのですか。

○中嶋(計)政府委員 現在御審議いただいております昭和六十二年度の予算案の中に計上させていただきます。

○米沢委員 この開発整備方針ができた場合には、今お話がありましたように、特別の予算措置等を考えておられることとございまして。しかし、この開発整備方針が決められていない地区、そこでも同じような要請が、事は小さいかもしれませんが、あることは事実でございまして、そこらも配慮はあるんですね。

○中嶋(計)政府委員 たいま御説明申し上げました都市再開発関連公共施設整備促進事業でございまして、この対象をいたしましては、民活法によりまして、この特定都市開発地区、このほか都市再開発法によりまして市街地再開発事業でございまして、あるいは現在私どもの方で調査を進めております新都市拠点整備事業というのがございまして、こういってどこも対象にいたしたところでも今一回お願いをいたしております促進事業が適用できるように考えております。

○米沢委員 その開発整備方針が決められる、あるいはこのような特定施設ができる周辺のインフラ整備等については配慮があるというお話を今聞かしていただきましたが、問題は、これは何も固

がすべて金を出さずんじやなくて、地方自治体も自分の負担をしなければならぬ。その場合問題なのは、民活のいろんな草の根プロジェクトの構想が出てきまして、インフラ整備に国の方でどの程度面倒を見ていただいても、実際地方自治体の財政がつかないかという問題がひよつとしたら出てくるんじゃないか、こう思うのです。富裕団体は別にいたしまして、ほとんどの地域は、このごろ財政事情は両極端に広がっております。そうなりますと、貧乏県がますます貧乏県になりつつあるとございまして、そのあたりが結局特定施設をつくるという民間プロジェクトを生かしたとは思いますが、実際はその周辺の環境整備としてインフラ整備あたりの金がついていかないということ、逆に民間の草の根プロジェクトがつぶれてしまう可能性も十分にあるんじゃないか、こう思うのです。その点、自治省はどういうふうにお考えになっておりますか。

○二橋説明員 お尋ねのように、開発整備方針を定めると、国と地方団体がその方針の達成に資するために必要な公共施設の整備を行うというふうな、その促進に配慮するというふうなこの民活法で定められておまして、今お尋ねございまして、現在地方財政が非常に厳しい現状にございまして、こういう関連の公共施設の整備につきましましてはそれぞれ財政制度がございまして、当該公共施設の整備が円滑に実施されますように、こういうものにつきましましては定められた所要の地方財政措置を的確に講じてまいる所存でございまして。

○米沢委員 あるいは官僚的な御答弁で結構でございまして、例えば補助金のカット法等で、その分を仕事としてもらう、その分についてもまた裏づけが必要だということ、実際の地方自治団体は今あなたがすらすらと述べたようなこと、あるいは私は思うのです。これ以外のことでもう手いっぱい、こういう民活プロジェクトをやる、そのかわりまたその周辺のインフラが必要だ、そのためにまた負担はどうかとなると、かな

り私は負担感という意味では自治体は困っているんじゃないかと思っております。あなたのそんな答弁では間に合わないのじゃないかな。

○二橋説明員 御指摘のように、最近特に公共事業関係でいわゆる国庫補助負担率のカットということが行われておまして、それによりまして地方団体の公債残高等がふえてくるという問題があることは御指摘のとおりでございまして。

ただ、お話にございましたような公共施設関係の補助率カットがございましたものにつきまして、それぞれそれにつきましてカットに見合う地方債を起しまして、その元利償還について別途財源措置をするという仕組みを公共施設整備についてとっておりますので、今お尋ねございましたような民活事業に關連いたします公共施設につきましても、各省庁から公共施設の予算配分がございまして、それは公共施設一般でございまして、その中で今申しましたような所要の地方財政措置を講じておられるという意味で先ほどお答えいたしましたわけにございまして。

〔奥田(幹)委員長代理退席、委員長着席〕
○米沢委員 その公共施設の中には、いわゆる道路の整備なんかも入っております。

○二橋説明員 いわゆる各省庁の所管をしております公共施設全般の話でございまして、おっしゃいますように道路関係も含まれております。

○米沢委員 先ほどからこれは指摘なされておりますが、景気が大変厳しい状況の中で、民間がこの民活法を活用して参加するという意欲はちよつと薄れてきておる、これは事実だろと思っております。そういう意味で、現在の民活法に盛られておるインセンティブだけで果たして効果的であるのかという問題は、先ほどの答弁でもわかりませんが、やはり検討に値する課題だ、こう思っております。

で支援措置をやりやすと云って、こんなのは全然使えないわけですね。あるいはまた五%の補助率等が決められておられますけれども、ここらも実際採算ベースというのを考えたときに、果たして間に合うものかどうか。特に都会は数の論理もありますし、採算性が成り立つような環境にもありますし、あるいはまたニーズが累積しておりまして、ある程度経営のよろしきを得たならばうまくいくかもしれませんが、先ほどから指摘がありますように、地方の民生活プロジェクト、このあたりについては、現在のようにならぬと五%の補助金というものは問題にならないと思えますし、果たして生きたプロジェクトが出てくるかということも疑問を呈せざるを得ないという気持ちで、再度の御質問で大変恐縮でございますが、これからこのインセンティブの充実強化策についてどのように考えておられるか。

同時にまた、事業を行う場合にいろいろから融資、出資等ができるようになっておりますが、実際はかなりの金が必要プロジェクトが多いと思えます。その際には、民間が出資するとか民間の手持ちで金を出すというのではなくて、先ほどお話がありましたように、私は免稅債みたいなものはもつとまじめに、積極的に検討していただかねばならない問題ではないかと思えます。確かに、始まりますと、何でも長所もあればデメリットもありまして、しかし、免稅債等条件をつけてある程度限定的に発行するという手法をとらないと、実際はおっしゃるようなプロジェクトが次から次に成熟化していくことにはなり得ないのではないかと、この危険の念を持っておられることを申し添えて、御答弁をいただきたいと思えます。

で果たして十分かという御批判がいろいろございしました。そういう観点から、昨年の秋の補正予算の段階では五%の民生活補助金というものも創設をさせていただきまして、開銀等の融資金利につきましても引き下げたわけでございしますが、今のような状況にかんがみますと、民生活事業を促進するために果たしてこれで十分かという御批判は、まことにそれとおりでよろうかと思えます。

そういう観点から、先ほど来の御答弁の中でも申し上げましたように、特に地方民生活事業の問題につきましても、地方活性化プロジェクトの一環としてこの助成について再度検討すべきではないかということで、今具体的な案を省内で検討中でございます。そのほかにも、実は昨年の補正予算の段階では、民間からの事業主体に対します出資につきましても、出資所得控除制度というのをつくったかどうかということも財政当局に要求をいたしました。残念ながら年末の税制改正の中では見送られるということになりました。

こういった問題について私も再度その実現を図るべく努力をしていきたいと思っておりますし、その過程におきましては、先生から御指摘の免稅債の発行という問題につきましても、改めてまた検討もさせていただいて、各面から民生活に対する助成措置の充実についてはこれからも努力をしてみたいと思っております。

○米沢委員 最後になりましたが、六十二年度予算が成立した後、政府としては緊急経済対策ですかをやらう、こういう話でございしますが、その中でこの民生活プロジェクトに活を入れるか促進を図るといふような意味での施策は用意されるのでしょうか、それとも全然今そういう話はないのでしょうか。

○杉山政府委員 自民党で四月二十四日におまとめをいただきました総合経済対策要綱の中には、地域活性化のためのプロジェクトについての助成措置という極めて抽象的な表現でございしますが、それを意味する一項目が入っております。この措置の具体化につきましては、財政措置を伴うもの

については正式には補正予算の編成過程で財政当局と相談をいたしていかねばなりませんけれども、政府として決めます総合経済対策要綱の中には、私も私どももいたしまして、通産省といたしましては、地域活性化のためのプロジェクト、これは民生活プロジェクトも含めてでございますが、これらにつきまして助成の強化をする方向で、これからの政府内部での対策の決定のための折衝を財政当局と続けていきたいと思っております。

○米沢委員 終わります。

○佐藤委員長 矢島恒夫君。

○矢島委員 大臣もお見えになったようなので、大臣に御質問申し上げますが、昨年の五月三十日に民生活法が施行されました。約一年を経過したわけですが、この間、半年もたない十一月の段階で補正予算を組まれた。いわゆる民生活推進対策費というので三十三億。さらに、本年度の租税特別措置法の改正の中で、特定施設についての一三%の特別償却率を二〇%に引き上げる。さらに今回二つの特定施設を追加する。次から次へとこういう措置がとられてきたわけですが、私は極めて異例ではないかと思うのです。残念ながら、今までそういうような形の措置がとられたことがあつかうか私私知らないのですが、もしこの法案が成立して、そして同じ年度内でのいわゆる補正措置、助成のための措置というのが行われた例があるのかどうか、これが一つ。

それから、なぜこういう極めてわずかの期間にこのような助成の措置をとってきたのか、このように急がなければならなかった理由、この辺をちょっとお聞きしたい。

○杉山政府委員 御指摘のように、昨年の秋の補正予算の段階で民生活事業に対する補助金を計上させていただきました。これと同じような例がほかにあるかどうかにつきましては、残念ながら今私ここで御答弁するような知識を持っておりませんが、民生活事業の補助金の趣旨は、民生活事業を一層助成をすることによりは、むしろ折からの内需振

大対策の必要性から、せつかく民生活法も施行されたことでもあり、できるだけ多くのプロジェクトを少しでも前倒しをして実施していただきたい、これが内閣にも貢献をするのではないかと、そのために民生活事業の中でも六十一年度及び六十二年度に着工されるものについてのみ五%の助成をする、こういう趣旨でございました。したがって、民生活事業であれば、この法律の対象になっていない施設整備であればいいまでもということではございませんで、あくまでも内需拡大対策の一環として前倒しをお願いするという観点から助成措置をとらせていただいていたわけでございます。

それから、特別償却制度の償却率の引き上げについても御質問がございましたが、これは御案内のように、税制改正は毎年年末にやらしていただくわけでございます。その実施は六十二年度ということになりますので、実行の問題といたしましては、法律が制定されましたと同じ年度ではないかと、法律が制定されたかと思えます。特別償却制度については、先ほど来の御質問の中にもございましたように、採算がとれるまでになかなか時間がかかるかと、どれだけ意味があるのか、こういう御指摘もあるわけでございますが、私も同様の御指摘もございまして、税制改正の一環として、他にも同様の措置もございまして、民生活事業についてもそれと同じような趣旨で率の引き上げについてお願いをして、六十二年度から実施をしていただくということになった次第でございます。

○矢島委員 今すぐここでは、そのような措置をとったかどうか、そういうのがあるかどうかかわからないというわけですが、ひとつ研究されて、もしありましたらその事例を教えてください。それと、いろいろおっしゃられたわけですが、緊急な措置を次々とつたことについて言われたわけですが、やはり採算面という点が、非常にプロジェクトの事業が進んでない大きな理由で

はないかと私思うのですが、その辺はどういうふう
うに考えていらっしゃるか。

○杉山政府委員 確かに民活事業につきましても、
は、御答弁の中で申し上げました助成措置はござ
います、それらを勘案いたしましたも、企業採
算、事業採算となりましてなかなか難しいものが
あるようでございます。特に事業採算面では、大
都市周辺の民活事業については比較的採算はとり
やすいと言っておりますが、それでも今まで計画
されております事業の収支計画を拝見をいたしま
すと、累積損を解消するまでには着工後最低十数
年必要であるという状況でございます。まして地
方の場合には採算的に非常に難しくございま
す。その上、最近のような全体としての経済情勢
でございますので、おっしゃるような意味での採
算問題というのは、従来にも増して厳しくなつて
おります。

そういう観点から、特に地方におきます民活事
業の採算問題ということにつきましては、私ど
も、困難な採算状況にあるということも十分承知
の上、しかも地域経済活性化のためにはそういう
たことを含めた地域活性化のためのプロジェクト
を進めていただく必要があるという観点から、こ
の際、地域経済活性化のための事業に対する政府
の助成策のあり方というものをもう一遍考え直し
てみる必要がある、その結果について省内での検
討で成案が得られました場合には、財政当局とも
相談をいたしまして、緊急経済対策ないしはその
後の補正予算の過程で実現できる方向で検討させ
ていただきたいと思います。

○矢島委員 私ここに、昨年の九月通産省の民間
活力推進室というのがつくられた「民活法プロジ
ェクトの前倒しによる内需拡大について」という
ものをちょっと参考までに持ってきたのですが、
今おっしゃられたように、このプロジェクトの事
業化が進まない理由として、採算性が低い、また
その見通しが困難である。例えば、かながわサイ
エンスパークでいきますと、累積欠損を解消する

の十七年かかる。幕張メッセでは十四年が見込
まれる。また②のところでは、「施設整備という事
業の性格上、建設期間及び事業立上がり期間の資
金コスト負担が大きき」ということがいろいろ
と書かれているわけなんです。

そういう状況の中にもかかわらず、民活民活と
いうことを大合唱されて、内需拡大だ。しかし、
私もは内需拡大そのものが大企業本位の内需拡
大だと思ふ。そういう中で異例の措置を次々と
つてきたと考えておられるわけなんです、この資料
によりまして、通産省は当初利子補給ということ
で考えておられたようですが、その点はそういう
ことで考えておられて、いわゆる建設費に対する
補助になったのかどうか。

もう一つは、この中に書かれておることなんです
が、大蔵省とのいろいろやりとりが出ておる
わけです。先ほどの異例の措置だという点で、ほ
かにも例があるかということをお聞きしたのです
が、この場所ではということなので、大蔵省が言
っていることと、「民活法の助成措置は施行
されたばかりで、まだ実際に適用された例がない。
現時点で助成強化を議論するのは時期尚早。ま
た、特段の事情変更もないのに、今年度決定した
ばかりの助成措置を同一年度内に変更することは
補正予算の建て前からも不可能。」こういうこと
を大蔵省は言っておられるわけです。これに対し
て、通産省が強引にこういう形を今日まで臨時回
会で行ってきたわけですが、なぜそこまでした
か、その理由をもう一度お聞かせいただきたい。

○杉山政府委員 先ほど御答弁申し上げました
ように、去年の秋の補正予算の段階で補助金をお
願いをいたしましたのは、先生からも御指摘がご
ざいましたように、採算面では、特に収支採算の
面では金融機関からの借入れ等に伴う利子負担
が大きくなる、その面の負担を軽減すれば当初
計画よりは前倒しをして事業の実施をしていただ
けることにならぬか、こういうことで、大蔵省に
対しては御指摘のように当初は利子補給のような
形でお話を持ちかけたわけでございます。

も、財政当局としましては、利子補給というよう
な形をとることの他への影響等々もございまし
て、むしろ実質的な事業建設費に対する補助金と
いう形になったわけでございます。その趣旨は、
繰り返したくなって恐縮でございますが、あくまで
も二年間に限って着工していただくものについて
ということ、民活事業の前倒し施行の促進、そ
のことによる内需拡大ということで、当時問題と
なっております総合経済対策の中でそれを政府
として決定をさせていただいて補正予算に組み
させていただいた、こういう経緯でございます。

○矢島委員 事業の前倒しの促進ということでは
けれども、実際に昨年度の三十三億円は使ってい
らっしゃらないわけですね。大蔵省とのやりと
り、同じあなたの方のつくられたこの文書ですけれ
ども、「本措置を講じても当面の内需拡大には寄
与しないのではないか。」こういう大蔵省の意見
に対して、あなたの方が、この前倒しという面では
非常に期待できる。これは利子補給という段階で
のあなたの方の主張ですけれども、「三年間に五千
億円の事業額の前倒しが可能」だとか、あるいは
「今年度下期においても約三百億円の内需拡大が
期待できる。」というようなことが書かれている
わけですが、実際にはこの三十三億も使われてい
ない。実際に内需拡大という面での六十一年度
下期でもあるんだとおっしゃられたから、私は通
産省にどの程度の効果が上がったのかということ
をお聞きしたわけですが、通産省は、わからない、
どの部分にどれだけの内需拡大が、そういう部分
もあるかもしれない、具体的なものは出せない
い。実際にこれだけの見通しがあつてやつたこと
なんだから、それについての追跡調査ぐらいはし
たいじゃないか、きちんとこれによつての効
果はこれぐらいあつたというあたりを出してもら
いたいと思つたのですが、このお答えも得られな
かつたということ。

さらに、先ほど来、前の方の質問にもいろいろ
とあつたわけですが、通産省関係の一号と
三号と五号の施設につきまして四十カ所以上の主

なプロジェクトがある。その中で実際に具体化さ
れているといえますか指定を受けたのは、かなが
わサイエンスパークと柏崎ソフトパーク、それに
幕張メッセというのがあつた。私は、今三つりか、
もつと進めるといふ観点ではなくて、こういう三
カ所についていろいろと調べてみましたところ、
地元では今日いろいろな問題が起きています。
こういう点をしっかりと踏まえないと、何でもかん
でもどんどん推進すればいいんだ、三カ所だけ
でも、これは十六カ所かそれ以上でございますよ、
これでは地方自治体なりあるいは地域住民が非常
に困るのではないか。

そこで、私は先日幕張メッセの状況を見に行つ
てきたのですが、この幕張の新都心地域を見てま
いりますと、千葉県が埋立造成に大変なお金を使
つておられる状況の中で、土地については無償
で貸与したり、あるいは建設費については四百億
円のうち三百億円ですか、これは千葉県が負担す
る。同様に千葉市の方もいろいろ負担がかけら
れてきている。県や市がいろいろ負担をする中
で、NCでですか、日本コンベンションセンター
というのがやつと設立された。こういうふうに関
しているわけですけれども、結局のところ巨額な
投資にもかかわらず、採算の面での危険があるの
で民間企業はおいそれと乗つてこない。これがこ
の地域の状況なんだというわけなんです。

幕張メッセでいいますと、何とか採算が合うの
が年間の来場者数が六百万人だというふうに関
しております。ところが、すぐ近くには晴海もあり
ますし、あるいはまたM21の計画がありま
すし、私の埼玉県にもユアードアイ計画とい
うので、大宮操車場跡地の国際会議場や見本市会
場の問題が出てきている。こうなりますと、本
当に六百万人の入場者数は見込めるのかどうかとい
うことについても、果敢あるいはそこに入つてこ
うとしている企業としては不安な材料になつて
きているということなんです。ですから、このま
ま続けていくことがどうも国民に莫大なツケが回
されてしまふんではないかとという心配を私は

するわけなんです。その問題が一つ。

それから基盤整備、幕張については千葉県がやっておりますし、東京の場合は東京都が中心で行っているわけですが、こういうことによつて人口がふえてくる、地価が高騰する、上下水道の整備や道路建設、ごみ処理、公害問題、いろいろな問題で自治体の負担は大変なんじゃないかということも言われているわけです。こういう住民へのツケの問題、あるいは自治体に対して多大な犠牲を今後押しつける可能性のある問題じゃないかという点を危惧しているわけなんですけれども、通産大臣、この辺についてひとつお考えを承りたいと思います。

○末木政府委員 幕張メッセを例に挙げてのお尋ねでございますが、お手元の資料によりまして、幕張の副都心計画全体は、幕張新都心というのでしようか、この計画の全体は、四百四十ヘクタールくらいの大きな計画でございます。それに対してメッセの部分が約三十九ヘクタールくらいでございます。メッセの隣にはホテルのゾーンとかショッピングゾーンというのがございます。

そこで、メッセそのものについての採算の見通しは、専門家の方がいろいろ検討されていると思えますけれども、これだけ大きなプランでございますから、一般的に申しましてこの全体の計画がどういふふうに進むかということと密接に関連すると思えます。例えば、ほかの部分が全然動かなくてこの部分だけ先に行けば当然採算性は悪いでしょうし、全体のバランスがとれて進めば採算性がよくなるというのは一般的に言えるかと思えます。

それからいま一つは、利用の都合いでございますけれども、従来日本で考えられておりましたような日本の企業が出品をする見本市ということだけではなくて、今世界的な潮流は、世界じゅうの出品者が世界のどこかいい場所に集まってくる見本市をやるといふことになっておりまして、ヨーロッパの大規模メッセはほとんどみんなそういうことでございます。同時に、これは商品の展示だけで

なくて、会議、コンGRESが並行して行われる。そういったものをどのくらい誘致していくか、その見直しにもかかってくると思えます。

そういうことで、いずれにいたしましても採算の見直しは大変難しい問題でございますけれども、私どもとしましては、大きな計画でございますから、その辺は当然関係当局の実際やられるところで十分御検討いただくことが必要だと思っております。何でもかんでも早くやっていただければいいというふうな言い方はもちろんしておりません。先生御指摘のように、当然地元住民へ公害等のいろいろな負担があつてはなりませんから、そういったものは十分詰めた上で、しかもなおかつこういつた状況を踏まえまして早くできれば大変好ましいというのが姿勢でございます。

○矢島委員 地方自治体に対するいろいろな負担という問題は先ほどの質問の中で出ておりましたので、ぜひそういう点もお答えいただきたいと思つておりましたが、時間の関係で、先ほどから出ております例の新聞記事の、5%の建設費の補助率を二五%に上げるといふ問題でちょっと確認したいと思います。

杉山局長が御答弁されていたと思いますが、二五%というのは正確ではない、しかし地方経済の活性化のため具体化を考へている。つまり建設費の補助率を五%から何%かわかりませんが、何%かに上げるといふことは実際に考へてないといふお答えだつたと思うのですが、そう考へていいのか。

それから、特にその中で第三セクターの問題と地方自治体の問題を分けていらつしやいました。地方経済の活性化のためにはいろいろなこと考へていらっしゃるんだと思いますが、具体的にどの程度考へていらつしやるか。今のところは何かというところまではお答えいただけるかどうかわからないのですが、その辺をちょっと確認のためにお聞かせいただきたいと思つておられます。

○杉山政府委員 念のために申し上げさせていただきますが、5%の補助金は、先ほど来御答弁申

し上げておりますように前倒しのためのということでございます。今省内で問題意識を持つて検討いたしておりますのは、この民生活設の整備を含めて、地域経済の活性化のために役立つ事業については、現下の地方経済の実情から見て国のある程度積極的な投入を必要とするのではないかと、そういう観点からこの民生活設に対する補助というものが考へてみる、こういうことでございます。したがうままに、まだ今の段階で結果的に補助率をどうするということを確定的に申し上げる状況にはございません。むしろ通産省としての案が固まり次第、財政当局とも相談をし、総合経済対策、さらにはその後の補正予算編成の過程におきまして具体化を図っていくことになるのではなからうかと思つておられます。

○矢島委員 私としては、民生活と云いながら次々と大変大企業に手厚い保護、助成を進めようとしていくことは大問題だと思つておりましたが、同時に、これは土地の問題も再三再四にわたつて出されておるようです。

そこで国土庁と、それから通産大臣にもできたらお答えいただければと思うのですが、大変東京都心の地価が上がつて、特に商業地域におきましては七四・九%ですか、大変な値上がりをしてる。その理由についてこの「国土の利用に関する年次報告」ですか、この中でいろいろと述べられていらつしやいます。どうも納得できないし、なかなか責任がこの中で明確になっていないのじゃないか。つまり、今日の状況を招いた主要な責任というものが、やはり首都改造計画とかあるいは民生活設の開発推進あるいは中枢管理機能の集中というふうなところが重大な責任を持つておられるのではないかと、こう思うわけなんです。

この国土白書の中には、特に都心部におけるオフィス需要、こういうものが、企業の国際化だとかあるいは情報化という中でなお根強い需要が予想されるというふうな書かれておるわけですが、そうなりますと、この都心部の住民はほとんどオフィスに追い出されていってしまつて、い

ゆる周辺地域だとかベッドタウンへ行かなければならなくなる。そうすると、私埼玉でするのでとりわけそういうことに関心を持つておるわけですが、今度はそのうちの方の地価の値上がりというところを招くのではないかと、こういうことが非常に懸念されるわけです。こういうことに対して、都心の今日の状況について、あなた方が一極集中構造の是正というふうなことで、あるいは業務核都市ですか、あるいは臨海埋立地、こういうものの利用といふことを言つていらつしやるわけなんです。十三号埋立地の問題で、何か東京テレビトを中心としたしまして、就業人口はおおよそ十万人ぐらいた、出入りする人口は三十万人ぐらいたといふと、新宿副都心の二倍ぐらいたのオフィスビル街ができて上がると思つておられるわけなんです。ロンドンやニューヨークに次いで、金融だとか情報だとかこういうもので二十四時間働けるようなインテリジェントビルといふようなもの群立が予想される。これはまだ具体的にはなつていないのはもちろんだと思つておるのですが、私の埼玉の浦和でも、今県庁があるわけなんですけれども、これを壊して高層ビルを建てて、それで二十四時間働けるようなそういうインテリジェントビルにするのだなというのをちょっと耳にしているのです。

いづれにいたしましても、こういう事態の中で、とりわけ臨海部を見ますと、例えば十三号ですと東京ガスとか東京電力、あるいはMM21を見ますと三菱というのが大変土地を持つておる。こういうふうな状況の中で、結局この埋立地を、都用地なりあるいは千葉県の幕張でいえば有地の埋立地を安く提供させて基盤整備を行う。この基盤整備を行つて地価が上がりますが、上がったところで周辺の地域ももちろん、あるいはそこに土地を持つておる大企業につきましてもこれはばらばらうけつたがるわけなんです。こういうことになつていくのではないかと、あるいはまた、浦和や大宮のあのユアランドアイ計画その他い

でも、この周辺の土地の値上がりというものが起こってくるのではないか。これに対して民法法というの重大な役割を果たしているというふうには私は考えるのですが、その辺について通産大臣どんなお考えですか。

○末木政府委員 既成の市街地におきまして非常にオフィス需要が急増しているわけですし、それを受けてビルが活発に建設されているわけでございます。むしろ私もそういう状況を踏まえまして、このまま既成市街地にどんどん過密が幾らでも進んでも構わないということではないか、ではないか、それはよろしくないということ、そういう意味で今挙げられました十三号地が十号地か、そういうことは別として、一般的にこの周辺部へそういう需要を吸収していくことが既成市街地の恐れられている問題の防止に役立つのではないかとむしろ思っているわけでございます。

また、民活事業による土地の取得が直接的に地価の高騰にならないかどうかという点につきましては、今のところ私も関係者から聴取した結果によりまして、たまたま現在進行中、検討中のプロジェクトにおきましては、第三セクターが中心になっているケースが多いこととございまして、用地のかんりの部分は県とか市の公有地の有効活用を予定されていることになっております。したがって、そういう意味では、新たに民有地を買いあさるというふうなことで土地をつり上げるようなことにはなっておりませんし、それ以外につきましても区画整理事業等の基盤整備事業の一環として用地を確保するというような対応が考えられているのが多うございまして。したがって、これらの民活の特定施設の建設が地価をつり上げるということにはならないと思っております。

○矢島委員 周辺部へそのために移していくのだというところで、私はそういうことによつての周辺部の土地の値上がりや、あるいは周辺都市の土地の値上がりということを懸念して質問したので

が、国土庁の方はどういうお考えか、ちよつとお願いいたします。

○原説明員 御説明申し上げます。私もいろいろ業務機能を適正に分散をしていくということのほかに、私も投機的な土地の取引を抑制するための手だてをいろいろ講じてまいっております。一つには、土地取引の規制の強化につきましては国土利用計画法の改正案を国会に御提出申し上げているところでございまして、また土地税制につきましても、二年以下の非常に短い保有期間の土地の譲渡益につきましては重い税金を課するという超短期重課制度の創設につきましても国会にも御審議をお願いしているところでございまして、こういった措置によりまして土地の投機的な取引によりましての値上がりというものは相当抑え込めるのではないかと、ちよつと考えているところでございます。

○矢島委員 時間がなくなりましたので、もう少しその辺についてもお聞きしたいので、もう少しも、いづれにいたしても、土地投機の問題も今国土庁の方から出されましたが、そういう問題やあるいは大企業に対する手厚い補助というふうな形の内需拡大ではなくて、今円高不況で苦しんでいる中小企業対策ということの問題をちよつと中小企業庁にお尋ねしたいので、すけれども、中小企業対策費の伸び率が今年度はマイナス三・八%ですか、そういうふうな状況になってきております。そういう中で、円高不況対策として政府系三機関によるところの融資の弾力化という措置がとられたわけですが、この制度の利用状況がどうなっているか。統計があれば示していただければ一番いいのですけれども、大まかな状況でも教えていただければと思います。同時に、この円高融資制度は六月十五日ですか、切れると思うのですけれども、さらにこの延長拡充をすべきではないかと私は思うのですが、そういう方向が打ち出されているかどうか。

それから、ちよつと申しわけないのですが、私

の質問時間非常に短いので、あともう一つのことをあわせて質問してしまいたいと思うのですが、こういう状況の円高対策はもろろんのことですけれども、円高緊急融資として激甚災害並みの利率三%とすべきではないか、また三年間の返済猶予だとか返済期間の延長だとか金利の免除だとか、思い切った助成を通産大臣に考えていただきたいと思うのです。

私たちは、さきの予算要求の中でも、赤字企業への無担保無保証人の融資の適用だとか、休業に追い込まれた自営業者、小規模企業者の生活維持と事業再建のための休業補償制度を創設してもらいたいということだとか、下請取引適正化指導通達の完全実施をやつてもらいたいとか、下請発注の打ち切りだとか大幅削減、単価の不当切り下げ、こういう違反をしたところは直ちに企業の名前を出すべきだとか、いろいろ要求しているわけですが、これらの後半については通産大臣のお考えをお聞きしたい、こんなふうな思います。

○佐藤委員長 小林計画部長。時間がありませんから簡潔にお願いいたします。

○小林(樫)政府委員 お尋ねの不況業種の赤字企業に對します元利返済資金緊急融資制度は、昨年の六月から始めておりまして、三月末現在で約一千件余の利用がございまして、そのほかに、御指摘のありました繰り上げ償還の弾力化でございますとか担保徴求の弾力化あるいは返済の猶予等についてもそれぞれやっております。

それから、後段の元利返済資金緊急融資制度等の六月十五日以降の取り扱いにつきましては、最近の金利水準の動向あるいは円高の動向等、諸般の情勢をならみながら、現在部内で検討しております。

○田村國務大臣 当然、総合経済対策におきまして中小企業対策というものは大きな柱になるわけでございます。一つの御意見として承っております。

○矢島委員 時間が参りましたので、質問を終わります。

○佐藤委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○佐藤委員長 これより討論に入ります。討論の申し出がありますので、これを許します。藤原ひろ子君。

○藤原(ひ)委員 私は、日本共産党・革新共同を代表し、本改正案に対する反対討論を行います。以下、反対の理由を述べます。

その第一は、本改正案が、民間活力の活用による大企業本位の内需拡大策であることです。

今首都圏では、東京を中心に、二十一世紀の国際ビジネス都市として内外多国籍企業の中核拠点に仕立て上げる首都改造計画が実行されておりまして、東京をニューヨーク、ロンドンと並ぶ二十四時間稼働の国際金融・情報センターにしようとの動きも活発化しております。外国企業の東京などへの進出、事務所開設も急増しております。

本改正案は、こうした情報化、国際化への対応など、大企業の進める二十一世紀戦略を支援するものにほかなりません。このような大企業本位の内需拡大策は、住宅、公園、下水道など、国際的にも大きくおこなわれている生活基盤の整備など、今緊急に求められている真の内需拡大をさらにおこなせるものであります。

第二は、大企業を拡大する一方、自治体と地域住民、国民に一層の負担と犠牲を強いることです。

民法法が住民参加や市町村自治体の町づくりを保障せず、特定施設整備のための財政的支援、施設周辺地域の公共施設整備など、専らツケを地方自治体、地域住民に回すものであることは、昨年の法律制定時に指摘したとおりであります。

ところが政府は、これでもまだ大企業への助成策が不十分として、昨年の補正予算では、民法法対象事業には生の財政資金は使わないとの政府部内の合意を踏みにじつてまで、対象事業への五%補助金制度を創設しました。補正予算で計上され

た補助金三十三億円の交付実績はいまだゼロであります。政府は、これでもまだ足りないとして、二五%補助に助成を拡充しようとしていると伝えられています。

異常円高で痛めつけられている中小企業、国民の苦しみをよそに、大企業専任だけを次々に拡大する政府のやり方は到底認められることはできません。

第三は、大都市の再開発優先で、地方と大都市の格差を拡大することです。

本改正案による追加施設は、マルチメディアセンター、インテリジェントビル、ワールドビジネスゾーンなど、いずれも東京など大都市中心の大規模再開発に関連するものばかりであります。中曽根内閣の民活政策は、大都市の大規模再開発をとおろし、乱立させ、史上空前の狂乱地価を生み出してまいります。

本改正案は、こうした方向に一層拍車をかけるとともに、大都市と、異常円高で壊滅的打撃を受けている地方との地域間格差を一層大きくするものであります。

以上の理由によりまして、本改正案に強く反対をし、反対討論を終わります。

○佐藤委員長 これにて討論は終局いたしました。

○佐藤委員長 これより採決に入ります。民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○佐藤委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○佐藤委員長 次回は、来る二十二日金曜日委員会を開会することとし、開会時刻は公報をもってお知らせいたします。

本日は、これにて散会いたします。
午後五時八分散会

商工委員会議録第三号中正誤

ページ	段行	誤	正
二	四	末	情報
二	四	考	考えて
二	二	特許制	特許性
一	一	よくやりくり	やりくり